

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年6月23日
【事業年度】	第144期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	株式会社西島製作所
【英訳名】	Torishima Pump Mfg.Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 原 田 耕 太 郎
【本店の所在の場所】	大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
【電話番号】	(072)695 - 0551 （大代表）
【事務連絡者氏名】	サポート本部 副本部長 金 子 甲
【最寄りの連絡場所】	大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
【電話番号】	(072)695 - 0551 （大代表）
【事務連絡者氏名】	サポート本部 副本部長 金 子 甲
【縦覧に供する場所】	株式会社西島製作所 東京支社 （東京都品川区大崎一丁目6番1号 TOC大崎ビル9階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注） 上記の株式会社西島製作所 東京支社は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第140期	第141期	第142期	第143期	第144期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高	(百万円)	50,787	52,240	64,659	81,103	86,501
経常利益	(百万円)	4,612	5,163	5,693	6,297	4,540
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,353	3,626	4,404	6,225	4,068
包括利益	(百万円)	5,094	4,239	5,947	8,982	5,415
純資産額	(百万円)	37,609	41,272	45,523	52,632	56,417
総資産額	(百万円)	79,185	80,015	90,075	101,560	115,621
1株当たり純資産額	(円)	1,422.14	1,549.91	1,705.21	1,966.57	2,100.97
1株当たり当期純利益	(円)	126.47	137.87	166.50	234.82	152.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	125.95	137.49	166.05	234.18	152.57
自己資本比率	(%)	47.0	51.1	50.1	51.4	48.4
自己資本利益率	(%)	9.53	9.28	10.24	12.79	7.52
株価収益率	(倍)	6.87	7.44	9.45	12.14	13.40
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	4,366	3,130	1,246	2,857	668
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,645	4,849	1,277	424	1,557
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,070	2,125	2,190	3,314	5,848
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	16,746	13,496	11,730	12,831	17,083
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	1,608 (49)	1,657 (42)	1,665 (36)	1,821 (36)	1,921 (39)

- (注) 1. 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第141期の期首から適用しており、第141期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 株価収益率の算定にあたり、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を使用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第140期	第141期	第142期	第143期	第144期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	40,640	42,465	51,111	62,880	64,226
経常利益 (百万円)	2,958	3,802	4,148	3,490	1,613
当期純利益 (百万円)	2,116	2,727	3,360	3,735	3,103
資本金 (百万円)	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592
発行済株式総数 (株)	29,512,179	29,112,179	29,112,179	29,045,679	29,045,679
純資産額 (百万円)	28,257	30,138	32,744	36,069	38,215
総資産額 (百万円)	65,642	64,263	71,828	77,363	87,936
1株当たり純資産額 (円)	1,075.12	1,139.20	1,234.96	1,355.22	1,432.18
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	21.00 (9.00)	42.00 (16.00)	52.00 (22.00)	58.00 (28.00)	60.00 (30.00)
1株当たり当期純利益 (円)	79.84	103.71	127.04	140.88	116.66
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	79.52	103.42	126.69	140.50	116.37
自己資本比率 (%)	42.9	46.8	45.5	46.5	43.4
自己資本利益率 (%)	7.84	9.40	10.70	10.88	8.37
株価収益率 (倍)	10.93	9.89	12.35	20.18	17.51
配当性向 (%)	26.4	40.6	40.9	41.2	51.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	918 (43)	922 (36)	934 (31)	967 (28)	1,000 (26)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	116.5 (142.1)	142.5 (145.0)	220.4 (153.4)	394.8 (216.8)	297.9 (213.4)
最高株価 (円)	933	1,070	1,625	2,878	3,500
最低株価 (円)	680	820	1,013	1,495	2,037

- (注) 1. 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第141期の期首から適用しており、第141期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2【沿革】

年月	沿革
1919年 8月	大阪市此花区西島町にポンプ専門製作工場 西島製作所を創設。
1928年 4月	株式会社西島製作所を設立。
1941年12月	現在地（大阪府高槻市宮田町）に本社及び工場全部を移転し、旧工場を閉鎖。
1949年 5月	大阪証券取引所に株式上場。
1969年 8月	サービス部門強化のため同部門を分離独立させ、西島サービス株式会社（現 西島エンジニアリング株式会社（現 連結子会社））を設立。
1980年 9月	大阪証券取引所市場第一部上場。
1981年12月	東京証券取引所市場第一部上場。
1985年 4月	インドネシアに代理店 株式会社グナ エレクトロと共同出資でポンプ及び部品製造の合弁会社 PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA（現 連結子会社）を設立。
1990年 6月	佐賀県武雄市に小型ポンプの生産子会社 株式会社九州トリシマ（現 連結子会社）を設立。
1992年 5月	インドネシアに鋳物工場の合弁会社 PT.GETEKA FOUNINDO（現 連結子会社）を設立。
1992年 8月	佐賀県武雄市に九州工場完成。
1994年10月	香港に現地法人西島ポンプ香港有限公司（現 連結子会社）を設立。
1999年 5月	インドネシアにエンジニアリング業務及びアフタサービスを行う合弁会社 PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING（現 連結子会社）を設立。
2006年 6月	執行役員制度を導入。
2007年11月	TORISHIMA EUROPE LTD.（現 連結子会社）を設立。
2009年 3月	株式会社クリーンエネルギー五色の株式を追加取得。
2009年 4月	西島エンジニアリング株式会社（現 連結子会社）の事業を当社が譲受。
2009年 6月	西島ポンプ（天津）有限公司（現 連結子会社）を設立。
2009年12月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.（現 連結子会社）を設立。
2010年 3月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.（現 連結子会社）を設立。
2010年 9月	イオスエンジニアリング アンド サービス株式会社の株式を取得。（2025年2月売却）
2011年 1月	TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.（現 連結子会社）を設立。
2011年 5月	TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD. を設立。
2012年 4月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.（現 連結子会社）を設立。
2012年 6月	TORISHIMA (USA) CORPORATION（現 連結子会社）を設立。
2013年 1月	TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD.（現 連結子会社）を設立。
2015年 6月	監査等委員会設置会社へ移行。
2016年 7月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD.（現 連結子会社）をTSSが設立。
2016年12月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS THAILAND LTD.（現 連結子会社）を設立。
2018年 3月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS MALAYSIA SDN.BHD.（現 連結子会社）をTSSAが設立。
2018年 5月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FORMOSA LTD.（現 連結子会社）を設立。
2018年 9月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS OF MICHIGAN LLC.（現 連結子会社）を設立。
2019年 3月	THK ENGINEERING SOLUTIONS LTD.（現 連結子会社）を設立。
2021年 3月	現在地（大阪府高槻市宮田町）に新本社工場ビル完成。
2021年 3月	CRYO PUMP REPAIRS LTD.（現 連結子会社）の株式をTSSEが取得。
2021年12月	AUSTRALIAN FLUID HANDLING PTY LTD.（現連結子会社）の株式を取得。
2022年 2月	TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD.（現 連結子会社）の株式を追加取得。
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分見直しにより、新市場区分のプライム市場上場。
2022年 5月	TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD. を清算。
2022年 8月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD.（現 連結子会社）の株式をTSSが追加取得。
2023年 3月	株式会社新東邦（現 連結子会社）の株式を取得。
2023年 6月	TORISHIMA TRADING AND SERVICES WLL（現 連結子会社）の株式をTSSが追加取得。
2023年 7月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EGYPT LTD.（現 連結子会社）を設立。
2024年 1月	株式会社クリーンエネルギー五色清算完了。
2024年 1月	PT.TORISHIMA GUNA INDONESIAの株式を追加取得。
2024年 1月	PT.GETEKA FOUNINDOの株式を追加取得。
2024年 1月	PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERINGの株式を追加取得。
2024年 9月	TORISHIMA AI YASEAH SERVICE SOLUTIONS LLC.（現 連結子会社）を設立。

3【事業の内容】

当社グループは、当社と子会社29社（うち連結子会社28社）及び関連会社3社で構成され、各種ポンプ・ポンププラント、環境装置、小水力発電設備、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売、据付工事・サービス、電気の供給業務を主な事業内容としております。

当社グループの主な事業内容に係わる位置付け等は次のとおりであります。

なお、セグメント情報を記載していないため、事業部門別に記載しております。

事業の内容	主な事業内容	会社	
ポンプ事業	ポンプ、ポンププラント、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売及び据付工事・サービス	国内	当社、(株)九州トリシマ、新東邦(株)、その他2社 協和機工(株)、TORISHIMA-AESSEAL JAPAN(株)
		海外	西島ポンプ香港有限公司 PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA PT.GETEKA FOUNINDO PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING TORISHIMA EUROPE LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO. 西島ポンプ(天津)有限公司 TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD. TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD. TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS THAILAND LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS MALAYSIA SDN.BHD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FORMOSA LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS OF MICHIGAN LLC. CRYO PUMP REPAIRS LTD. AUSTRALIAN FLUID HANDLING PTY LTD. TORISHIMA TRADING AND SERVICES WLL. その他 6社
環境 新エネルギー 事業	環境装置の製造・販売及び各種廃棄物の再利用品等の企画・製造・販売 小水力発電設備の販売及び据付工事・サービス並びに電気の供給事業	国内	当社 (株)肥前風力エネルギー開発

(注) 印は、関連会社であります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱九州トリシマ	佐賀県 武雄市	100	ポンプ事業	100.0	当社製品の一部を製造、販売しております。 なお、当社所有の建物を賃貸しております。 また、当社が資金援助を行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
新東邦㈱	東京都	10	ポンプ事業	100.0	当社の製品の一部を販売しております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・無
西島ポンプ香港有限公司 (注)1.2	中国 香港特別 行政区	千ホンコン ドル 29,675	ポンプ事業	100.0 (100.0)	東南アジア地域でのエンジニアリング業務を行っております。なお、当社が債務保証を行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
TORISHIMA EUROPE LTD.	イギリス	千ポンド 10	ポンプ事業	100.0	当社製品の海外への販売拠点としております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
西島ポンプ(天津)有限公司 (注)1	中国	千元 41,125	ポンプ事業	86.7	当社製品の一部を製造・販売しております。 なお、当社が資金援助及び債務保証を行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.(注)1.2	アラブ首長 国連邦	千UAE ディルハム 4,000	ポンプ事業	100.0 (2.5)	中東地域でのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.	イギリス	千ポンド 10	ポンプ事業	100.0	欧州地域でのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA	インドネシア	百万ルピア 11,012	ポンプ事業	100.0	当社製品の一部を製造・販売しております。 なお、当社が資金援助を行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
PT.GETEKA FOUNINDO (注)1	インドネシア	百万ルピア 28,838	ポンプ事業	100.0	当社製品の一部を製造・販売しております。 なお、当社が資金援助及び債務保証を行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING(注)1.2	インドネシア	百万ルピア 58,865	ポンプ事業	100.0 (1.0)	東南アジア地域でのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. (注)2	インド	千ルピー 65,116	ポンプ事業	100.0 (1.0)	インドでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 なお、当社が債務保証を行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.	シンガポール	千シンガポール ドル 200	ポンプ事業	100.0	東南アジア地域でのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 なお、当社が債務保証を行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD.	オーストラリア	千オーストラリア ドル 250	ポンプ事業	100.0	オーストラリアで当社製品を販売しております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS THAILAND LTD. (注) 2	タイ	千タイバーツ 16,000	ポンプ事業	70.0 (1.0)	タイでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 なお、当社が債務保証を行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD. (注) 2	サウジアラビア	千サウジアラビア 2,280	ポンプ事業	100.0 (100.0)	サウジアラビアでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FORMOSA LTD. (注) 2	台湾	千台湾ドル 10,000	ポンプ事業	100.0 (5.0)	台湾でのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS MALAYSIA SDN.BHD. (注) 2	マレーシア	千マレーシア リンギット 1,000	ポンプ事業	100.0 (100.0)	マレーシアでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS OF MICHIGAN LLC. (注) 2	アメリカ	千ドル 250	ポンプ事業	100.0 (100.0)	アメリカでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
CRYO PUMP REPAIRS LTD. (注) 2	イギリス	ポンド 200	ポンプ事業	100.0 (100.0)	欧州地域でのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
AUSTRALIAN FLUID HANDLING PTY LTD.	オーストラリア	千オーストラリア ドル 625	ポンプ事業	100.0	オーストラリアでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 なお、当社が資金援助を行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
TORISHIMA TRADING AND SERVICES WLL. (注) 2	カタール	千カタールリアル 500	ポンプ事業	100.0 (100.0)	カタールでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
その他8社					
(持分法適用関連会社) 協和機工(株)	長崎県 佐世保市	150	ポンプ事業	33.3	ポンプ関連部品の仕入れ及び据付工事等の一部施工を委託しております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・有
(株)肥前風力エネルギー開発	大阪府 高槻市	10	新エネルギー事業	49.0	当社が電力供給事業のため風力発電機器の運転管理及びメンテナンスを行っております。 ----- 役員の兼任(提出日現在)・・・無
その他1社					

(注) 1 特定子会社に該当しております。

2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

事業の内容	従業員数(人)	
ポンプ事業	1,793	(18)
全社(共通)	128	(21)
合計	1,921	(39)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2 従業員数は、嘱託社員等(214人)を除いております。
3 全社(共通)として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,000 (26)	38.7	13.3	6,514,730

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2 従業員数は、嘱託社員等(211人)を除いております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、JAM西島製作所労働組合が組織(2025年3月31日現在の組合員数は818人)されており、「JAM」に属しています。なお、労使関係は安定した状態であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

2025年3月31日現在

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
3.4	81.3	76.3	76.6	75.9

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 労働者の男女賃金の差異については、育児休業等の労働者は除いております。

連結子会社

該当する会社はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

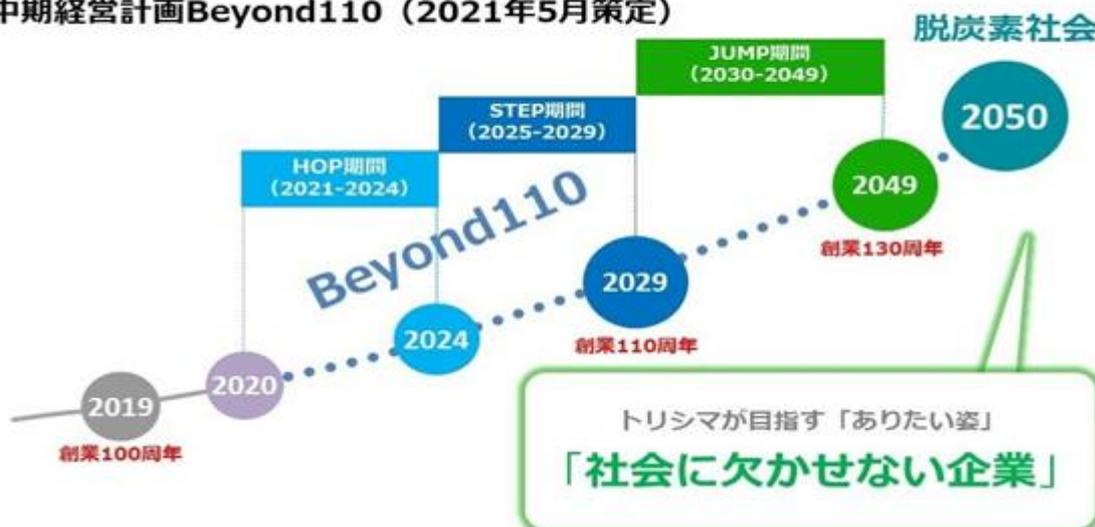
当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 中期経営計画

当社グループは、2021年5月に2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、「社会に欠かせない企業」をめざす「2050長期ビジョン及び2024中期経営計画 -Beyond110-」を公表いたしました。これに基づき、HOP、STEP、JUMPの3段階に分けた取組を推進しており、現在は、初期段階であるHOP期間を終え、STEP期間へと移行しています。各ステージでの取組を着実に積み重ねることで、社会の持続的な発展に貢献し、それが結果として当社グループの企業価値の持続的な向上につながるものと考えております。

2050年 脱炭素社会の実現に向けたトリシマの長期ビジョン 中期経営計画Beyond110 (2021年5月策定)



トリシマのマテリアリティ (重要課題)

今後も引き続き、トリシマが得意とする分野での課題解決に貢献し、社会に欠かせない企業をめざします



価値創造の重要課題の内容は、以下のとおりです。

1. 脱炭素社会実現に向けたエネルギー課題への取組

ポンプは社会に欠かせない機器であるだけに、稼働台数が多く稼働時間も長く、莫大なエネルギーを消費するのも事実です。当社グループはこれを機会と捉え、ポンプの効率化を徹底的に追求することで、消費電力及びCO2排出量を削減してまいります。2024年度には、世界最高水準の効率を達成した「スーパーエコポンプ (SEP)」を開発、販売開始し、省エネ大賞最高位の「経済産業大臣賞 (電気需要最適化分野)」を受賞いたしました。今後、脱炭素化に取り組む大型工場等を主なターゲットに省エネ提案を強化してまいります。

また、次世代エネルギー向けのポンプの開発では、液化アンモニアや液化水素を扱うポンプの開発にも積極的に取り組んでおり、2024年度には液化アンモニアポンプの商用規模での実液試験をインドネシアで実施しました。前年度に初号機の開発を完了した液化水素ポンプにおいても、さらなる高圧化及び大流量化に向けて引き続き開発を加速してまいります。

これらに加えて、CO2分離回収プロセスにおけるポンプに関しても、新たに市場参入するなど、さまざま方向から脱炭素社会の実現に向けて取組を進めてまいります。

2. 安全・安心な社会の構築

大型・高圧ポンプの提供を通して、人の暮らしに欠かせない「水と電気」のインフラを安定的に支えています。とくに海水淡水化プラント向けポンプでは高い競争力を持ち、近年は中東諸国や北アフリカ諸国に多数のポンプを納入してまいりました。

また、近年頻発するゲリラ豪雨への対策として、独自技術を採用した気候変動対策向けポンプにより、減災・防災に貢献してまいります。これらの技術は、国土交通省が推進する下水道技術海外実証事業（WOW TO JAPANプロジェクト）にも採択され、パキスタンの排水機場において採用・高評価を得ております。

3. データ・AIの活用による新しいモノづくりとサービスの構築

日本をはじめ先進国では少子高齢化が進み、人手不足や技術継承の課題が深刻化しています。当社グループはこれに対応するため、小型センサーつで機械の状態を遠隔監視できる回転機械モニタリングシステム「TR-COM」を販売しております。

2024年度には、TR-COMが経済産業省のスマート保安プロモーション委員会により「スマート保安技術」として認定されました。また、「インフラメンテナンス大賞」において農林水産省特別賞を受賞し、官公需分野での信頼向上と引き合い拡大にもつながっております。さらに、顧客ニーズに応え、防爆仕様の開発・販売も開始しました。2017年の販売開始以来、累計販売個数は2万個を突破いたしました。

これらの価値創造に向けた取組は、中期経営計画の進捗とともに段階的に深化しており、持続可能な企業価値の向上に貢献するものと考えております。そうした取組の積み重ねを背景に、HOP期間では初年度より受注が好調に進み、当初掲げた2029年度目標を7年前倒して達成したことから、2023年度終了時には目標を再設定いたしました。目下は、STEP期間の最終年度である2029年度に向けて、「売上高1,000億円規模、営業利益率10%以上、ROE10%以上」を主要な目標として掲げ、製品・サービスの高度化、グローバル市場における事業基盤の強化、ならびに持続可能な企業価値の向上をめざし、複数の施策を推進しております。

一方で、昨今の国際情勢の変化や為替変動、原材料価格の高騰など、事業環境の不透明感は依然として高い状況が続いております。このような外部環境の不確実性はあるものの、現時点での2025年度の連結業績は、以下のとおり見込みます。

〔連結業績〕

売上高	89,000百万円
営業利益	6,700百万円
経常利益	5,800百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,300百万円

(為替レートは1ドル=145円、1ユーロ160円を前提としております)

業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

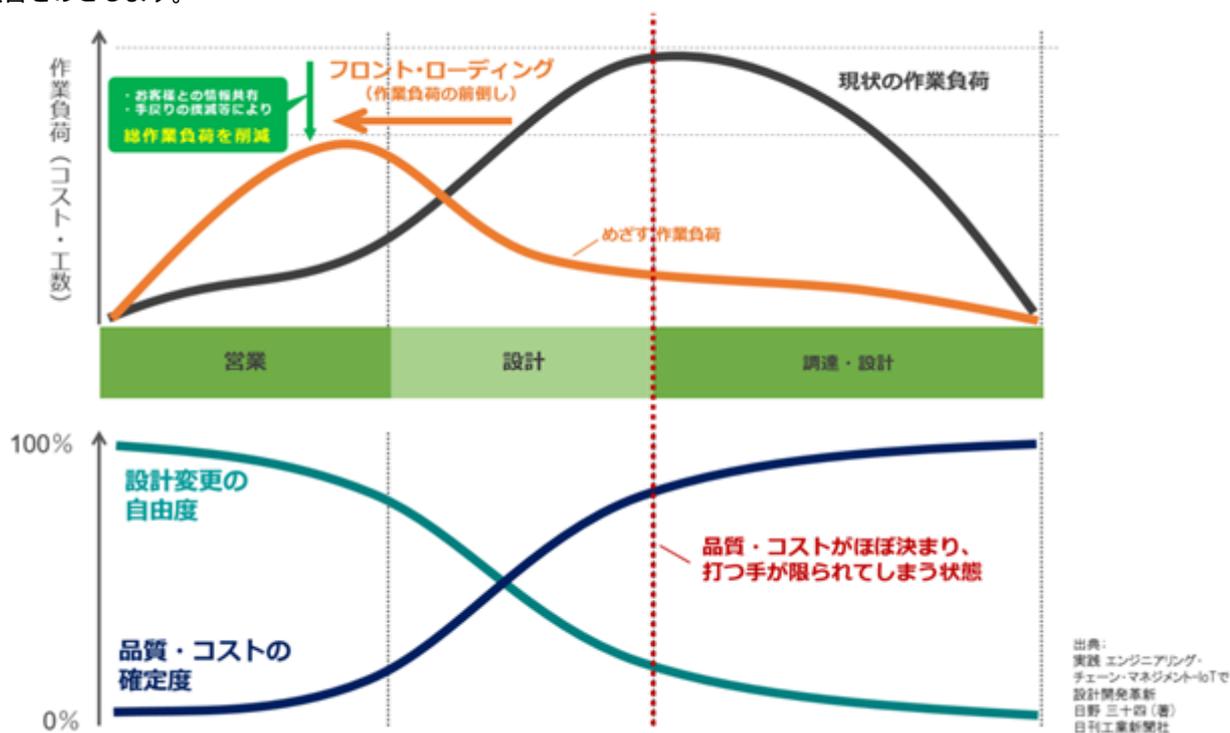
(2) 2025年度の重要な対応課題

現状、売上高は中期経営目標に向けて順調に伸びるなか、営業利益率の改善が今後の大きなテーマとなります。そのため、当連結会計年度におきましては、これまでの取組の中で明らかとなった改善の必要性を踏まえ、以下の重要課題に注力してまいります。

1. 「つくる力」の強化

1-1. フロントローディング

2025年度では、製造プロセスの起点となる設計工程での対応力強化を最重点課題としております。具体的には、当社製品がすべて受注生産であることから、個別案件ごとに最適な設計対応が求められ、営業部門との緊密な連携による情報共有や早期の課題解決が極めて重要となります。このため、受注活動の初期から課題を顕在化させて対応する「フロントローディング」の考え方を導入し、営業部門との連携体制を強化するとともに、設計人財を営業部門に配置するなど、組織横断的な改善を進めております。これにより、手戻りの抑制やリードタイムの短縮を図り、総作業負荷を削減して生産性の改善をめざします。



1-2. 生産能力増強

機械加工能力の増強を行い、社外に流出していた収益の取り込みをめざします。具体的には、国内外の子会社において設備投資をすでに開始しております。また、M&Aによる生産能力の向上も含めて、柔軟な生産拠点戦略を検討してまいります。

2. サービス事業の強化

当社グループでは、ポンプ納入後に利益率の高いアフターサービスや保守関連業務が継続的に発生するという事業構造を経営戦略の柱の一つとし、中長期的な利益体質の強化を図っております。とくに海水淡水化プラント向けポンプ等の納入実績が多い中東地域を重点地域と定め、サービス体制の拡充に取り組んでおります。具体的には、エジプト、アラブ首長国連邦、カタールに新拠点を開設。さらに、よりお客様に近い場所での対応を可能にするため、サウジアラビアでは拠点を移設し、今年から順次稼働を開始しました。既存マーケットでも、新たなサービス拠点の設置を検討中です。

現在の旺盛な受注環境を追い風に、こうしたグループ戦略を着実に進めることで、一定のタイムラグを経て、利益率の高いアフターサービスや保守業務の受注拡大につなげてまいります。

これらの取組により、2029年度の目標である「売上高1,000億円規模」「営業利益率10%以上」「ROE10%以上」をめざします。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容については、当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるポンプ事業の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

当社グループは、企業活動の礎である「社是」のもと、「経営理念」と「行動指針」を定め、「EVOLUTION」をキーワードに、企業活動を進めています。これに加え、地球環境保全と健全な事業活動を通じてすべてのステークホルダーと共に発展し、サステナブルな世界の実現をめざすべく、サステナビリティ基本方針を2022年11月に次のとおり定めました。国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」がめざす持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たすとともに、社会課題を解決する製品・サービスを通じて持続的に企業価値を拡大し、「社会に欠かせない企業」をめざしていきます。

サステナビリティ基本方針

1．事業を通じた環境問題への取組

ポンプ製品での省エネや減災技術の推進、スマートメンテナンスによるDX推進などを通じた環境貢献、サプライチェーン全般での環境負荷低減、工場・オフィスで使用するエネルギーのグリーン電力転換などに取り組むことで、地球温暖化防止、生物多様性の保全など、人類共通の重要課題である地球環境保全に取り組んでいきます。

2．社会からの信頼醸成

社会からの信頼は、法令遵守、公正な競争、製品品質の維持・向上、適切な情報開示、情報セキュリティの確保、危機管理体制の整備など社会的要請に沿った企業活動により得られます。そのガイドラインとなる「コンプライアンス行動規準」に沿った業務遂行を続けるとともに、ガバナンス・経営基盤の強化を図ることで、社会から高い信頼を得る経営を実現します。

3．人権の尊重

すべてのステークホルダーの人権を、年齢・性別・国籍・社会的立場など個人の属性に関係なく尊重します。当社グループ内の多様な従業員にとって働きがいがあり、安全・健康に働ける職場環境の整備に努めます。

4．地域社会への貢献

地域社会との適正なコミュニケーションを図り、教育・文化事業や環境保全など、地域社会に貢献する活動に努めます。

5．人財育成

企業の持続可能性の源泉は「人」であり、一人ひとりの成長こそが、トリシマの未来の土台です。その能力開発に資する各種研修や教育支援、コンプライアンス意識向上のためのCSR研修、自己研鑽・自己啓発の促進等を実施すると共に社員がモチベーションを向上・維持しその能力を最大限発揮できるよう、公正で透明性のある人事制度の整備に努め、社員活力の最大化を図ります。

当社グループは、本基本方針に沿って当社グループの事業遂行を確実にを行うため、サステナビリティを巡る課題の中で当社グループの事業に関する重要な課題を取締役会で審議し、執行側から意思決定事項や事業計画の実施状況について報告を受ける体制としております。当社グループの重要な課題は、「トリシマのマテリアリティ（重要課題）」として第2「事業の状況」の1「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」（2）に記載しているとおりです。

経営委員会及び経営会議は、当社グループの重要課題である「脱炭素社会実現に向けたエネルギー課題への取組」、「安全・安心な社会の構築」及び「データ・AIの活用による新しいモノづくりとサービスの構築」に関して各事業部門における環境貢献製品の開発状況や新規市場の開拓状況等について協議を行い、代表取締役CEOが承認した事業計画の指示・実施状況を把握しております。また、コーポレート部門の担当執行役員がサステナビリティに関連する法規制等の開示要件について経営委員会及び経営会議に情報提供を行い、対応事項の選定や優先順位についてコンセンサスを形成すると同時に、適宜、対応状況について取締役会へ報告する体制を整えております。

また、リスク管理については、経営委員会及びリスク管理委員会を中心とした体制を整備しており、第2「事業の状況」の3「事業等のリスク」において記載しているとおりです。

(2) 重要なサステナビリティ項目

上記、ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社グループにおける重要なサステナビリティ項目は以下のとおりであります。

ア. 人的資本(「社員活力の最大化」)

当社は、サステナビリティ基本方針で定めるとおり、企業の持続的成長を支える基盤となるのは「人」であり、当社で働く多様な人財の能力や知識・スキルを引き出すための仕組みや制度、国籍・性別・年齢・職歴を問わず多様な価値観や考え方を取り入れながら事業の価値を高めていく文化を醸成していくことが必須であると考えております。2021年度策定の中期経営計画においては、当社の重要課題を実現していくために「社員活力の最大化」を基盤となる重要課題として位置付けております。

<ガバナンス>

取締役会での審議を経て制定された「人財育成基本方針」、「環境整備基本方針」に沿って、人事情報を一元的に収集・管理しているHR部が人事制度及び人財育成並びに働く場の環境整備について施策を立案し、HR部を統括するコーポレート部門の執行役員がその施策の重要性に応じて代表取締役CEOや取締役COOの承認を得て実施責任を負う体制としております。

HR部長やHR部を統括するコーポレート部門の担当執行役員は、経営層及び関係部門長とのコミュニケーション等を通じて事業遂行上のニーズを把握して、求められる人財像を明確にし、必要な研修、人財ポートフォリオ、人財配置等の全体計画を作成します。また、業務執行部門においては、その業務に応じた専門的能力育成のためのOJTや代表取締役CEOや取締役COOの承認のもとに外部機関による研修を実施しています。このような業務執行部門による研修は、HR部との情報共有を行ったうえで実施されております。

人的資本のうち、特に経営者候補の選定については、毎年2月に開催される指名・報酬委員会において執行役員候補者の実績や地位の適正、将来の見込みを踏まえ、執行役員の選任案を審議し、取締役会へ答申しております。重要な人事を取締役会の承認事項とすることで、企業価値向上の観点から当社の戦略や目指す方向性に合致しているのか客観的な視点を踏まえるような仕組みとし、経営陣に対するモニタリングを遂行しています。

また、ダイバーシティの確保・推進については、取締役と従業員の対話の場を設けることで、現場(ワークライフバランスに悩む従業員や女性管理職)の声や意見に取締役が耳を傾け、情報収集できるようにするとともに、経営陣に対して従業員が意見等を発信できる雰囲気作りを整えています。

なお、従業員エンゲージメントの向上については、従業員が自立的に組織の目標に向かって課題に取り組む意欲があってこそ当社グループのマテリアリティを実現することができると認識しております。人的資本の重要性を踏まえて、今後、人事戦略や各方針に基づく施策を着実に実行し、従業員のエンゲージメントの状況を的確に把握するために適切な時期に調査を実施し、取締役会で審議してまいります。

<戦略>

当社グループにおける従業員の多様性の確保を含む人財の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は以下のとおりであります。

人財育成基本方針

私たちは、事業を通じて社会的な課題を解決するために「人財」こそが最大の財産であると考えています。経営理念である「私たちはポンプを愛し、世界によりよい変化を生み出すために、進化し続けます」に基づき、その行動指針である「EVOLUTION (Teamwork / Diversity / Professional / Clarity / Enthusiasm / Innovation)」を自律(立)的に体現・実践し、自己成長のできる人財の育成を図ります。

トリシマでは、人財育成の一環として、多様な経験を持ち、柔軟な考えと高い適応能力のある従業員育成のためのジョブローテーションや必要な知識、スキルを習得するための階層別研修、専門教育を含む各種研修を行っています。従業員全員が成長を実感し、それぞれがやりがいと誇りをもつことが企業価値の持続的向上のために重要であると考え、会社と従業員が共に成長できるよう継続的に取り組んでいきます。

環境整備基本方針

私たちは、一人ひとりの人格、個性、多様性を尊重し、失敗を恐れずにチャレンジし、能力を存分に発揮し成長し続けるための環境を整えることが、人財育成のために重要であると考えています。従業員のプライバシー保護に対し細心の注意を払い、ハラスメント等がない安心な職場や、危険・有害要因を排除した安全な労働環境を整え、従業員が健康に生き活きと働く、「社員活力の最大化」につながる環境の整備と充実を引き続き図っていきます。

このような基本方針のもと、従業員のスキルを高めるために、若手社員による近隣小学校への出前授業である「トリポンスクール」を昨年に引き続き実施、中堅社員が次世代リーダーとして広い視野を獲得するための海外弾丸ツアーの実施、階層に応じたマネジメント能力等育成のための階層別研修の実施、受験費用会社負担や合格時の祝金贈呈による資格取得の促進、営業・技術・生産・管理等の各業務執行部門によるOJTや研修、研究機関への出向等の取組を行っております。

また、外面的な多様性確保の観点からは、外国籍や女性の取締役選任、設計・エンジニアリングの分野における外国籍従業員の採用、新規採用や退職者の再雇用による女性従業員比率の向上、積極的なキャリア採用の実施、企業内託児所の整備・拡充、有給取得率の向上、育児・介護等による家族サポートのための特別休暇(ファミリーサポート休暇)の活用、男性従業員の育児休業取得率や取得日数の向上等を、内面的多様性の観点からは、多様な経験・知識等獲得のための一定比率以上のジョブローテーションの実施や他企業への出向、グローバルな視点獲得のための海外子会社・支店への配置等に取り組んでおります。

<リスク管理>

リスク管理については、第2「事業の状況」の3「事業等のリスク」のオペレーション上のリスクにおいて記載しているとおりであります。

日本の労働人口の減少や少子化、雇用の流動化により、必要な人財確保が難しくなり、組織内での重要な機能を果たす人財補給の流れが途切れる可能性があります。このようなリスクに対しては、賃金水準の引き上げや人財へ投資することにより、従業員のモチベーションを向上し、職務遂行能力を高めると同時に、マネジメント層の評価制度を見直しながら有能な人財の確保・育成に努めてまいります。また、DXによる省力化、業務の効率性及び生産性を上げることにより、労働力の効率的な配分を行い、活力のあるチーム作りを通して事業の展開を後押ししてまいります。

なお、当社は、社員の活力最大化に向けて人的資本を確保・維持するには、一人ひとりの人権への適切な配慮が必要であると認識しております。当社のみならず、当社グループ及び取引先も含めたサプライチェーンにおける人権を尊重する体制を整備するため、当社では、次のとおり人権方針を定めております。人権デュー・デリジェンスについては、今後実施し、リスクを特定した上で、対応策について検討してまいります。

人権方針

私たちは、社会的存在である企業としてサステナビリティ基本方針において人権の尊重を定めています。人権の尊重が企業としての大きな責任だと考えており、個人の人権、個性が尊重される環境づくりに貢献することが企業に当然期待されるべきものであることを理解しています。

トリシマグループの事業活動が影響を及ぼすすべての人々の人権が侵害されることのないよう、ここに人権方針を定め、国際的な人権水準に則り、人権尊重の取組を推進していきます。

1. 基本原則

私たちは、「国際人権章典*」及び「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に記載されている原則にしたがうと共に、「国連のビジネスと人権に関する指導原則」及び国連「グローバル・コンパクト10原則」を尊重します。

*「世界人権宣言」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」

2. 人権方針の適用範囲

本方針はトリシマグループすべての役員及び従業員に適用します。

また、トリシマグループのビジネスパートナーに対しても、本方針の尊重と理解をいただけるように継続的に働きかけていきます。

3. 重要と考える人権課題

私たちは、基本的人権を尊重し、ダイバーシティを推進するとともに多様な人財育成と活用につとめます。

私たちは、人種、宗教、年齢、性別、障害、思想等に基づく差別を行いません。

私たちは、強制労働や児童労働等、形態を問わず現代奴隷を認めません。

私たちは、各種ハラスメントといった身体的・精神的苦痛を与える行為を許容しません。

私たちは、個々のプライバシーを尊重し、細心の注意をもって個人情報を取り扱います。

私たちは、事業活動を行うそれぞれの地域において、その国の国内法及び規制を遵守するとともに、現地の文化・習慣を尊重します。

4. 人権デュー・デリジェンス

人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築することにより、課題を特定し、防止及び軽減に努めます。

5. 社内通報制度

すべての従業員に対して、法令・諸規則等に違反する、又はそのおそれがある行為を発見した場合、その旨を速やかに通報できるように社内通報制度を設けています。また、通報を行った従業員を公正に取り扱うために、通報者の匿名性を守ります。

6. ステークホルダーとの対話

本方針を推進するにあたり、ステークホルダーとの対話と協議を行います。

7. 周知と教育

本方針が浸透・実行されるよう、すべての役員及び従業員に人権方針を周知し、適切な教育を行います。

<指標・目標>

人的資本に関する指標・目標は次のとおりであります。

指標	単体実績（2025年3月期）		目標 比率（%） （2030年3月期）
	人数	比率（%）	
従業員数（男性）	1,032	80.9	-
従業員数（女性）	243	19.1	20.0
総人数（注）	1,275	100.0	-
女性管理職（1）	6	3.4	6.0
女性マネジメント職比率（2）	13	7.0	15.0
新入社員（男性）	38	77.6	-
新入社員（女性）	11	22.4	-
育児休業取得率（男性）	26	81.3	100.0
育児休業取得率（女性）	7	100.0	100.0

（注）嘱託社員等235名を含みます。従業員数は2025年3月末時点の人数です。

- 管理職は労働基準法上の「管理監督者」及び同等の権限を有する者の合計
- マネジメント職は、管理職手前の職位者の合計
なお、新人事制度の導入により見直しを行ったため、前年度より減少しております。
- 子の出生年度と、その子に対する初めての出生時育児休業または育児休業の取得開始年度のずれにより、取得率が100%を超える場合があります。

2024年度より新人事制度を導入し職種を総合職に統一することにより従業員活躍の場が拡充し、チャレンジできる環境を整備してまいります。また、社外企業との交流機会を提供することにより、異なる業界や価値観に触れることで自己成長とネットワーク形成の場としていきます。これらの取組により、性別にかかわらず誰もがチャレンジできる環境と活躍できる組織風土の熟成を図ってまいります。

なお、実績・数値につきましては、各地域において法令が異なり同一の基準での集計が困難なため、西島製作所単体の数値であります。

イ. ガバナンスの向上

当社は、グループ経営の強化及び意思決定の迅速化を図るため、代表取締役CEOと取締役COOを設け、グループ経営に関する責任を代表取締役CEOが担い、当社単体の業務執行責任者として二名の業務執行取締役を共同COOとして位置づけました。

代表取締役CEOは、経営委員会を主宰し、当社の海外拠点法人のグループ戦略策定を行うとともに、当社を含むグループ企業全体の執行の監督及びグループガバナンス体制の構築を担います。取締役COOは、当社グループの中核である当社単体の営業・技術・調達・製造及びITシステム体制について業務執行の最高責任を担い、ポンプ製品をはじめとするモノづくり体制の強化及び市場開拓を進めてまいります。詳細は、第4「提出会社の状況」の4「コーポレート・ガバナンスの状況等」(1)「コーポレート・ガバナンスの概要」イ、「企業統治の体制の概要及び当該体制を利用する理由」を参照ください。

また、当社がマテリアリティを遂行していくにあたり、重要な意思決定を要する場合には、従来以上にグローバルな視点を含む様々な観点からビジネスのチャンスと適切なリスクテイキングのバランスを考慮する必要があることから、外国籍の取締役を含む取締役会の多様性を確保し、取締役会の機能強化に努めています。

・参考指標：取締役の属性及び取締役会への出席状況（単体）

指標	2025年3月期実績 (取締役員数に対する比率)	2025年6月25日定時株主総会終了直後 (取締役員数に対する比率)
取締役総数	10名	11名
業務執行の取締役	4名	5名
非業務執行の取締役	6名	6名
社外取締役	5名(50.0%)	6名(54.5%)
女性取締役	1名(10.0%)	2名(18.2%)
外国人取締役	2名(20.0%)	2名(18.2%)
取締役会出席率平均 (%)	100.0 (%)	-
取締役の平均在職期間	7.4年	-

ウ. TCFD提言に基づく情報開示（気候変動対応）

気候変動は、現在の私たちが直面する非常に重要な課題です。当社は従来、自社の事業活動における取組と自社製品・サービスにおける取組の双方で、環境負荷の低減、気候変動への対策を進めてきました。重要課題(マテリアリティ)のひとつとして「脱炭素社会実現に向けたエネルギー課題への取組」を掲げ、環境経営を推進しています。

当社は2023年5月にTCFDの提言に賛同しました。TCFDでは、企業に対して、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標・目標の4項目について、自社への財務的影響のある気候変動関連情報を開示するよう勧めています。今後も、気候変動関連情報開示を充実させ、より一層環境に配慮した事業活動を継続していくことにより、持続可能な社会の実現に向けて貢献し、企業価値のさらなる向上に努めます。

<ガバナンス>

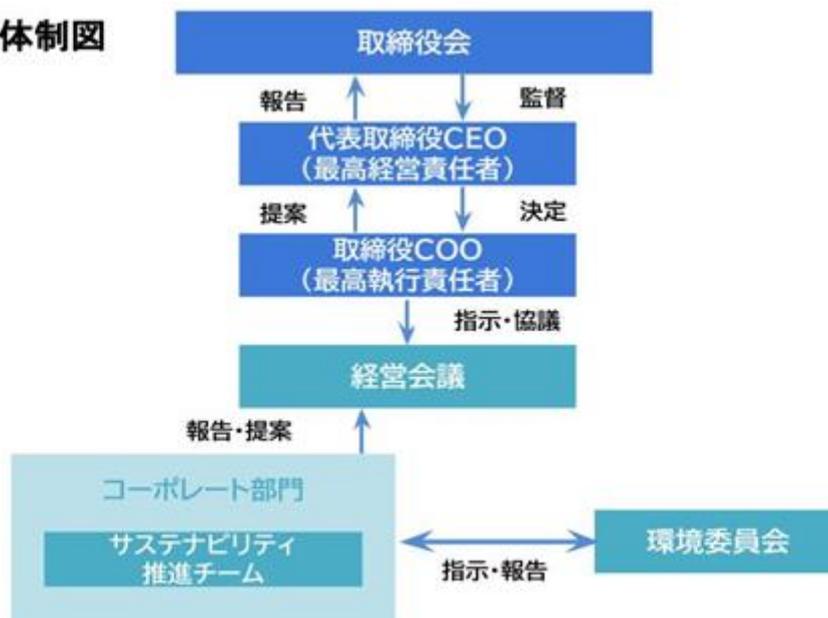
当社は、ポンプ事業を通じて気候変動問題に対応することは、社会の重要な要請であると同時に新たなビジネスチャンスを作り出す好機であるとしており、年に一度、サステナビリティを巡る課題の中でマテリアリティを取締役会で審議し、執行側から意思決定事項や事業計画の実施状況について報告を受ける体制としています。

経営会議は、取締役COOを筆頭に執行役員等で構成され、当社の重要課題である「脱炭素社会実現に向けたエネルギー課題への取組」、「安全・安心な社会の構築」及び「データ・AIの活用による新しいモノづくりとサービスの構築」に関して各事業部門における環境貢献製品の開発状況や新規市場の開拓状況等について協議を行い、取締役会が承認した事業計画の実施状況を把握する場として機能しています。

また、同会議では、コーポレート部門の担当執行役員が気候関連の法規制の動向や第三者機関の評価結果について情報提供を行い、対応事項の選定や優先順位についてコンセンサスを形成しています。環境経営に関する目標・指標・リスク管理については、部署横断的事項であることから、コーポレート部門の担当執行役員の下に設置したサステナビリティ推進チームが検討し、コーポレート部門の担当執行役員を通して経営会議に上程し、審議する仕組みとしています。

なお、環境委員会は、工場でのCO2排出削減・電力使用量の合理化政策を中心に討議し、環境貢献製品の開発状況の共有も含めてサステナビリティ推進チームに指示を行い、報告を受ける体制としています。

ガバナンス体制図



会議体	主なメンバー	気候変動に関する主な役割	開催頻度
取締役会	取締役(社外取締役含む)	・マテリアリティの選定に関する審議 ・事業戦略の実行状況の監督	原則月1回
経営会議	最高執行責任者(COO)、 執行役員 ※CEOはオブザーバーで出席	・戦略、主な行動計画、リスク管理政策 等重要な審議事項の協議 ・代表取締役CEOへの提案	原則週1回
環境委員会	生産・開発設計・営業部門の本部長 (執行役員)、同部門部長 ※CEO、COOはオブザーバーで出席	・工場での環境活動 (CO2排出削減、電力等の省エネ) ・環境貢献製品の開発状況の共有	年2回
サステナビリティ・チーム	コーポレート部門の本部長(執行役員)、 法務・HR・環境・調達分野の部課長 ※事案によって財務、事業部門長が出席	・関連法規制の情報収集 ・第三者機関・顧客の評価の分析 ・サステナビリティ開示要件等の把握 ・経営会議への報告	月1回程度 (随時開催)

<戦略> シナリオ分析プロセス

異なるシナリオ下における財務影響および事業インパクトを評価し、また気候関連リスク・機会に対する当社戦略レジリエンスを評価することを目的として、下記のステップに沿ってシナリオ分析を実施しています。

区分	シナリオの概要	主な参照シナリオ
1.5℃/2℃未満 シナリオ	脱炭素社会の実現へ向けた政策・規制が実施され、世界全体の産業革命前からの気温上昇幅を2℃未満に抑えられるシナリオ。 移行リスクは高いが、物理リスクは4℃シナリオと比較すると低く抑えられる。	・ IPCC RCP2.6、SSP1-2.6 ・ IEA NZE 2050
4℃未満 シナリオ	パリ協定における国別目標など、公表済み目標が達成されることを前提としたシナリオ。新たな政策・規制は導入されず、世界のエネルギー起源CO2排出量は継続的に増加する。移行リスクは低い、物理リスクは高くなる。	・ IPCC RCP8.5、SSP5-8.5 ・ IEA WEO 2022 STEPS

シナリオ分析ステップ

Step1 重要な気候関連リスク・ 機会の特定、パラメータの設定	Step2 気候関連シナリオの設定	Step3 各シナリオにおける財務 インパクトの評価	Step4 気候関連リスク・機会に対する戦 略のレジリエンスの評価・更なる 対応策の検討
<ul style="list-style-type: none"> 気候関連リスク・機会の抽出 重要性の高いリスク・機会の評価 重要性の高いリスク・機会に関連するパラメータの設定 	<ul style="list-style-type: none"> Step1の情報等をふまえ、既存シナリオの内、関連性の深いシナリオを特定 気候関連シナリオ（社会像）の設定 	<ul style="list-style-type: none"> Step2で設定した各シナリオと、Step1で特定した重要な気候関連リスク・機会と関連パラメータをふまえ、各シナリオにおける財務インパクトを分析 	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連リスク及び機会に対する当社戦略のレジリエンスの評価 更なる対応策の検討

<戦略> 気候関連リスク・機会に伴う財務影響及び当社の対応
以下の図表のとおりです。

区分	内容	時間軸	事業影響		当社の対応/レジリエンス	
			1.5℃/2℃未満	4℃		
移行 リスク	政策 規制	炭素税等のカーボンプライシングの導入に伴うコスト増加	短期～ 長期	中	中	<ul style="list-style-type: none"> 使用電力の削減、太陽光発電の導入、購入電力の再エネ比率向上によるCO₂排出量の削減 将来的には調達先と協働しCO₂排出削減へ取り組む
	市場	低炭素・脱炭素製品ニーズ拡大による、既存製品の需要低下	短期～ 中期	中	中	<ul style="list-style-type: none"> 火力発電向け受注の代替としてのバイオマス発電・地熱発電向け受注拡大
	評判	気候変動への対応が不十分なことにより、顧客から選別されることに伴う受注機会減少	中期～ 長期	中	中	<ul style="list-style-type: none"> 使用電力の削減、太陽光発電の導入、購入電力の再エネ比率向上によるCO₂排出量の削減
物理 リスク	急性	豪雨や大型台風など異常気象の頻発化・激甚化による、生産設備への被害、資材調達や工事の遅延による利益減少	短期～ 長期	小	小	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動だけでなく政治リスク等も含めた対策としてサプライチェーンの複線化を実施 本社ビルのBCP対応、工場建築物の老朽化の修繕・補強による風水害への耐性強化 他社ポンプメーカーと災害時の生産に関する協定を締結
機会	製品及 び サービス	政府方針によるエネルギーミックスの変化に伴う脱炭素・再エネ・省エネ技術の需要増				
		バイオマス発電、高効率廃棄物焼却施設向けポンプの需要増加	短期～ 中期	中	小	<ul style="list-style-type: none"> バイオマス発電所にボイラ給水ポンプを納入（国内） 地熱発電所に温水ポンプを納入（国内・海外） 世界最高水準の効率を持つエコポンプの市場投入 高効率廃棄物焼却施設向けポンプ開発
		アンモニア発電、水素発電向けポンプの需要増加	中期～ 長期	中	中	<ul style="list-style-type: none"> 国内初アンモニア20%温床発電への参画を足掛かりに取組み推進、ドイン企業との協業によるインタンクポンプシステム開発 液化水素ポンプの大流量・高圧・高効率化に向けた産学共同開発 市場参入に向けて英・豪のサービス会社を買収
	市場	水不足による海水淡水化プラント向けポンプの需要増加	中期～ 長期	大	大	<ul style="list-style-type: none"> 今後の需要拡大が期待できる新しいエリアへの営業活動（インド、北アフリカ） 高効率・高機能化ポンプの開発による差別化 深海海水淡水化プラント向けポンプの開発
	レジ リエ ンス	社会インフラのレジリエンス強化に伴う防災技術を組み入れたポンプの需要増加	短期～ 長期	小	小	<ul style="list-style-type: none"> 「二重ラップカン及び防漏対策リング※2」や「耐水モーター体型ポンプ※3」など独自技術を通して防災・減災へ貢献 気候変動対応ポンプの海外市場への展開

- 1 短期：5年未満、中期：5年～10年、長期：10年以上
- 2 ゲリラ豪雨等における短時間での排水量増加の対策として、低水位化や排水量の増量化が可能なポンプ
- 3 ポンプ場が浸水した時でも稼働可能なポンプ

< リスク管理 >

気候変動問題に対しては、リスク管理委員会が、コーポレート部門に設置したサステナビリティ推進チームの報告に基づき、気候変動問題をめぐる法的規則（例えば炭素税）等のリスクを特定し、コーポレート部門の担当執行役員より経営会議に報告し、経営会議においてリスク評価を行います。

経営会議の議長である取締役COOによりリスクが高いと判断された事項については、関係部門担当役員が実行計画を策定し自部門で執行するほか、実務面でサステナビリティ推進チームの支援を受けてリスク対策が有効に機能しているかどうかを自己点検し、定期的に経営会議に進捗状況を報告します。

< 指標と目標 >

温室効果ガス排出量削減目標

2029年度 グループ全体のScope1,2「実質ゼロ」（Scope3の目標値は検討中）

[削減策の概要]

- ・工場使用電力の削減（鋳造電気炉・コンプレッサー・試験電力）
- ・購入電力の再エネ比率向上
- ・化石燃料使用設備の電化更新

ICP（設備投資に関するICP）

2024年度より導入。設備投資（新規・更新）の稼働から廃棄に係るCO2排出コストを明確にし、CO2削減の取組を推進する。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項については、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) リスク管理体制の概要

当社グループの事業活動に関する各種のリスク管理については、経営委員会及びリスク管理委員会の指示の下、コーポレート部門に設置したサステナビリティ推進チームがリスクに関する情報を収集・分析し、担当執行役員より経営委員会又は経営会議に報告します。各委員会・会議はリスク評価を行い、対応すべきリスクを確定しリスク対策の概要について協議するとともに、リスク対策の妥当性をリスクの種類に応じて審議します。審議の結果に基づき、代表取締役CEO又は取締役COOが子会社又は事業部門に詳細検討及び実行を指示し、実行状況を把握できる仕組みとしております。特に重要度の高いリスクに関しては、代表取締役CEO又は取締役COOがその対策の実行状況について取締役会へ適宜報告し、取締役会が重要度の高いリスクについて対策の実行状況を把握できる体制を整備しております。

(2) 戦略上のリスク

地政学上のリスク（政治・経済体制の特殊性）	重要度：高
<p>リスクの概要</p> <p>【リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米中経済・安全保障摩擦、米国の通商政策の見直し、ロシアによるウクライナ侵攻の戦況による世界経済・貿易への影響 ・当社グループ全体の受注高において高い割合を占める中東地域（アラブ首長国連邦、イスラエル、イラク、サウジアラビア、クウェート、カタール、バーレーン、オマーン、ヨルダン、トルコ）（2025年3月期において同地域が占める割合は約24.4%）及びアフリカ地域（エジプト、アルジェリア、チュニジア、モロッコ、リビア、ガーナ、ケニア、エスワティニ、スーダン、ナイジェリア）においては以下のリスクが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> a) 国家間紛争・内乱・動乱（海上封鎖等）による経済活動の困難性に伴う取引の中断・停止・市場からの撤退リスク b) 経済制裁が発動されることによる市場へのアクセスが制約されるリスク c) 法制度の未整備及び突然の変更に係る対応リスク <p>【機会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中東地域の経済発展の動向や人口の増加に伴う食糧生産・需要の高まりがインフラ事業の必要性を確たるものにしており、同地域の市場規模や成長性については他の地域と比較して見込みが高いと判断されるため、当社製品の市場開拓・サービス事業の拡大、現地顧客のニーズを踏まえた営業の機会がある。 ・特にエジプトやトルコについては、労働人口の層が厚く、教育水準も高いことから、同国への投資・市場開拓を通じて現地の優秀な人材の確保が可能になる。 ・さらに、エジプトについては、地理的にアフリカ大陸の交通の要所であり、北アフリカ市場への開拓を進める上で情報収集の重要な拠点になりうる。 	
<p>主な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出入取引の制約により出荷・船積みが停止・中断し、計画どおりの売上げが未達となる事態の発生 ・決済不能・遅延による債権回収遅延・不能 ・追加関税の負担によるコスト発生 ・不可抗力条項の適用による製品保管費用等のコスト負担 ・現地納入先での作業困難による取引遅延・未履行による契約解除費用の発生 ・う回路を使用することに伴う輸送コスト高騰リスク ・紛争当事国に専ら依存する原材料等の禁輸に伴う製造ラインの停止 	
<p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要マーケットの動向に関する現地拠点の責任者からの情報収集、分析、リスク評価・リスク評価に基づくプロジェクトマネジメントの実施（顧客との公平なリスク分担交渉を含む） ・債権回収リスク低減のための決済条件交渉、貿易保険の付保 ・エジプトにおいては、エンドユーザーとの直接対話を通じたプロジェクト与信情報の把握 ・特定国への依存を可能な限り回避するための調達ルートの複数化 	

サプライチェーンの多様化に伴うリスク	重要度：中
<p>リスクの概要</p> <p>【リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規調達先からの納入品に関して品質問題（製品の材質・組み込まれる部品等の品質不良）が発生するリスク ・安定的に供給できるグローバル調達網の構築に失敗するリスク（品質維持・改善のために指導を要する場合は、マネジメントコストや時間的コストが発生するリスクが考えられる。） <p>【機会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他方で、特定地域の特定調達先への依存度を減らすことで、国際政治・経済環境の急激な変化や輸出入規制などの影響を受ける度合いを最小限に抑えることができる。 ・また、検品体制を含めたグローバル調達網の構築に成功すれば、海外顧客への直接納入が可能になり、顧客との取引において納期やコスト面で優位な条件を提示することで競争力の強化にもつながる機会がある。 	
<p>主な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該調達品の性能未達・納期遅れによって発生する顧客との取引における金銭的負担や交渉コスト（損害賠償請求への対応コスト）の発生 ・グローバル調達を担う人材の育成にかかるコストの発生 	
<p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達品の要求水準の標準化 ・新規調達先の工場視察・製造現場の課題把握・分析・評価による品質改善指導 ・グローバル調達に従事する従業員の人材開発 	

気候変動に起因する最終顧客のニーズ変化	重要度：中
<p>リスクの概要</p> <p>【リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炭素税等のカーボンプライシングの導入に伴う事業コストの増加（資材調達コスト、生産・物流エネルギーコスト） ・CO2排出に係る規制・政策の強化（気候変動対策が自治体の入札要件となり、脱炭素社会に向けた取組の進捗が受注機会に影響を及ぼす） ・再生可能エネルギー電力の採用による生産コストアップ ・低炭素・脱炭素製品ニーズ拡大による既存製品の需要低下（例：火力発電市場の縮小） ・異常気象（豪雨や台風など）の頻発化・激甚化による資材調達や工事の遅延が発生、工期への影響を含めた事業コストへの影響 ・災害発生による保険料増額 <p>【機会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネに対応した生産設備の導入による生産コスト低減 ・エネルギーミックスの変化（短期的にはバイオマス発電、高効率廃棄物焼却施設、地熱発電向けポンプの需要増加、中長期的にはアンモニア発電、水素発電向けポンプの需要増加） ・脱炭素・再エネ・省エネ技術の需要増（水素発電・アンモニア発電・CCUS等） ・減災技術の需要増（4 シナリオでより顕著） ・水不足による海水淡水化プラント向け需要増 	
<p>主な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産コストの増大 ・従来の火力発電市場減少による受注減少 ・販管費の増加 ・低炭素・脱炭素製品ニーズの拡大による研究開発費等増加 ・食料増産・洪水対策・環境保護に配慮した製品の開発費増加 ・気候変動に対する社会的意識の高まりや評価制度（例：CDP）の進展等への対応不備によるレピュテーション低下 	
<p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラル社会に向けた新製品の開発（低炭素製品、水素・アンモニア向け製品の開発） ・顧客とのパートナーシップ構築・強化・既存製品の継続的改良・高効率化 ・食料増産・洪水対策・環境保護に配慮した製品の開発 	

技術革新への対応	重要度：中
リスクの概要 【リスク】 <ul style="list-style-type: none"> IoTやデジタルトランスフォーメーション（DX）への対応が不十分となり、新規分野への参入が遅延するリスク 新エネルギー分野（液化水素・アンモニア）向けポンプなど新製品開発に遅延又は失敗するリスク 【機会】 <ul style="list-style-type: none"> IoTやDXによる新たな需要の掘り起こし 異種業界との協働による新たな知見・経験の習得、人材開発 他社に先行する分野の開発 	
主な影響 <ul style="list-style-type: none"> 生産性の低下 製品開発費用ののれん償却 製品の競争力の低下 新規マーケットの喪失 優秀な研究開発員の確保や新規雇用が困難になる結果、従業員の士気低下 	
対応策 <ul style="list-style-type: none"> 従業員のDX教育の推進、DX実施による従業員のスキルアップ 自社の研究開発に従事する従業員の人材開発 研究トップレベルの大学との共同研究 主要顧客であるプラントメーカーとの技術提携 	

(3) オペレーション上のリスク

サイバーセキュリティとシステム	重要度：高
リスクの概要 【リスク】 <ul style="list-style-type: none"> ITシステム障害 サイバーインシデント（ランサムウェア攻撃により、電子ファイルが暗号化され事業活動が停止、あるいは情報漏洩が発生するリスク） 誤操作又は不当な目的をもった役職員による情報漏洩（人為的リスク） 【機会】 <ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティインシデント対応に備えた従業員教育による従業員の情報リテラシーの向上 サイバーセキュリティインシデント対策の策定による事業運営の安定性確保 	
主な影響 <ul style="list-style-type: none"> 生産等現場の混乱 操業停止 技術情報の流出 顧客からの信頼喪失 対応費用等発生による財務状況の悪化 	
対応策 <ul style="list-style-type: none"> 情報機器についてはデータへのアクセス制御やパスワードの厳重管理を徹底 中核となる技術情報や営業情報についてファイヤーウォールを設け、システム障害による影響を最小限にとどめる措置の実施 従業員への情報セキュリティ教育の周知徹底 とりわけ、コンピューターセキュリティインシデントが発生した場合の被害を最小限にとどめることを目的に設置した部署横断的な対応組織（Torishima Computer Security Incident Response Team; CSIRT）によるインシデント対応計画の策定やインシデント予防のための意識及びスキル向上のための啓発活動の実施 	

人材（確保と維持）	重要度：高
リスクの概要 【リスク】 <ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な人材の確保困難 ・優秀な人材の流出 ・技術承継の失敗 【機会】 <ul style="list-style-type: none"> ・採用母集団の拡大、多様な人材採用方法の確立 ・特殊技能の可視化、多角的な教育プログラムの整備、技術習熟者の教育意欲向上 	
主な影響 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事等の受注要件を満たせない ・事故等のリスク ・外注利用等によるコスト上昇 	
対応策 <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な技術承継の場として社内に設置した「モノづくり道場」等を通じた取組の継続 ・採用活動の充実化 ・外注先の事業継承による技術の取り込み ・特殊技能への依存度の低減、業務の属人化防止、データ活用によるDXの推進 	

自然災害	重要度：中
リスクの概要 天災地変や異常気象（洪水、台風）に伴う操業の一時停止	
主な影響 <ul style="list-style-type: none"> ・生産地域が大阪府高槻市の本社工場に集中していることから生ずる生産能力の一時的低下 ・設備破損や提携先被災による事業継続困難 ・工場設備の復旧や修理等の費用発生による財政状態の悪化 ・納期遅れによる遅延損害金の支払い 	
対応策 <ul style="list-style-type: none"> ・BCP策定・継続的見直し ・サプライチェーンのマネジメント強化 	

安定的な調達の維持	重要度：中
リスクの概要 協力会社の廃業等による主要部品の供給や工事施工の困難	
主な影響 <ul style="list-style-type: none"> ・代替部品の調達によるコスト上昇 ・品質維持困難 ・納期遅延 	
対応策 <ul style="list-style-type: none"> ・複数購買 ・代替供給先の発掘 ・協力会社の経営支援 ・安定的な関係構築 	

為替リスク	重要度：中
リスクの概要 急速な円高又は円安	
主な影響 <ul style="list-style-type: none"> ・為替変動による輸入コストの上昇（円安） ・外貨建て売上減少による損益の悪化（円高） 	
対応策 <ul style="list-style-type: none"> ・外貨ポジションの把握 ・為替予約の実施 	

財務リスク	重要度：中
--------------	--------------

リスクの概要 金利の上昇
主な影響 ・支払サイトの長短ギャップ拡大による資金繰りの悪化 ・資金繰り悪化による借入増加時の支払い利息の増加 ・金利支払負担による営業外費用の増加
対応策 ・支払サイトの長短ギャップ発生原因の分析に基づく対応策の実施 ・個別案件における債権回収促進及び遅延の予防

有価証券の保有にかかるリスク	重要度：中
リスクの概要 株式市場及び経済環境の動向による保有有価証券の株価下落	
主な影響 経常利益の減少を含む財政状況の悪化	
対応策 保有有価証券の売却及び見直し	

品質と安全性	重要度：中
リスクの概要 新しい市場向け製品や技術的難易度の高い製品における不具合発生	
主な影響 ・事故の発生等による顧客信用の失墜 ・不具合修理費負担又は損害賠償請求による損失発生	
対応策 「トリシマ品質」の継続的向上	

安全衛生	重要度：中
リスクの概要 ・工事現場作業に関連する健康及び安全に係る重大なインシデント（重大な傷害又は死亡）の発生 ・パンデミックの発生	
主な影響 ・作業現場等での事故の発生 ・多額の賠償金や顧客信用の失墜 ・クラスター発生による営業活動の縮小・工事遅延	
対応策 ・定期的な安全衛生大会等の開催 ・定期的な安全パトロールの実施 ・適切な感染症対策	

係争リスク、倫理・コンプライアンス	重要度：中
リスクの概要 法令・社内規程や倫理規範違反が発生するリスク、訴訟、クレーム紛争	
主な影響 ・当社企業グループに対する信用力の低下 ・敗訴による多額の損害賠償や事業の差止等 ・法令違反による営業停止	
対応策 ・ガバナンス及びコンプライアンス体制の整備 ・主要関係国の輸出管理規制の把握及び子会社への周知徹底 ・取引当事国の投資関係法・基本法・破産法等の最低限の知識・情報収集	

*重要度とは、当社グループの事業活動の実績及び見込みを踏まえた上で、当社グループ事業への影響度及び当該リスクが顕在化する蓋然性の二つの観点から総合的に判断した評価基準であります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

ア．財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度においては、地政学的リスクの長期化と主要国の政策転換により、不透明感が一段と強まっています。米国では通商政策の見直しが再び注目され、追加関税の実施が国際的な供給網に影響を及ぼしつつあります。中国は不動産市場の調整と内需回復の遅れが成長の重荷となり、欧州ではインフレは沈静化傾向にあるものの景気回復は緩慢です。為替市場では、日米欧の金利差を背景に、アメリカ政府による政策で不安定な状況が続き、企業の収益構造や調達コストに影響を与えています。こうした環境下、企業にはより柔軟で機動的な対応が求められています。

当ポンプ業界においては、世界的な人口増加に対応するための水資源を中心としたインフラ整備や老朽化した設備の更新、異常気象に対応した防災減災対策など、今後もポンプに対する需要の基調は、底堅く推移すると見込まれますが、景況の影響をうけ受注環境が悪化する可能性はあります。

このような状況下、当社グループはエッセンシャルなインフラ企業として社会的要請に応えるべく、世界が掲げるカーボンニュートラル社会の実現に向けて環境負荷の低減と持続可能な成長の両立をめざし全方位で具体的なアクションを展開しています。また、それと同時に、ポンプ製造のための設備や仕組みの改善を図り、生産性・生産能力の向上にも努めています。

当連結会計年度の当社グループの受注高は95,633百万円（前連結会計年度87,955百万円比108.7%）となりました。

これを需要先別に見ますと、官公需は24,676百万円（前連結会計年度24,683百万円比100.0%）、民需は11,614百万円（前連結会計年度11,164百万円比104.0%）、外需は59,341百万円（前連結会計年度52,107百万円比113.9%）となりました。

当連結会計年度の売上高は86,501百万円（前連結会計年度81,103百万円比106.7%）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては104,269百万円（前連結会計年度95,138百万円比109.6%）を来期以降に繰り越すことになりました。

当連結会計年度の営業利益は、売上は増加したものの、外注費などのコスト増加や労務費などの固定費の増加などにより、5,449百万円（前連結会計年度は営業利益6,822百万円）となりました。

経常利益は、営業外費用として為替差損1,711百万円などが発生したことにより4,540百万円（前連結会計年度は経常利益6,297百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、保有投資有価証券の売却を進めたことにより4,068百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益6,225百万円）となりました。

当連結会計年度末における資産につきましては、前連結会計年度末に比べ14,060百万円増加し115,621百万円となりました。これは主に、売上高増加に伴う受取手形、売掛金及び契約資産の増加(前連結会計年度比3,553百万円増加)、受注高増加に伴う仕掛品の増加(前連結会計年度比5,254百万円増加)したことなどによるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ10,275百万円増加し59,204百万円となりました。これは主に、受注高増加に伴う支払手形及び買掛金の増加(前連結会計年度比2,674百万円増加)、及び長期借入金の増加(前連結会計年度比6,992百万円増加)したことなどによるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ3,785百万円増加し56,417百万円となりました。

イ. キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ4,252百万円増加し、17,083百万円となりました。なお、連結貸借対照表における「現金及び預金」には3ヶ月超の定期預金を前連結会計年度末には570百万円、当連結会計年度には31百万円を含んでいます。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は668百万円（前連結会計年度は2,857百万円の増加）となりました。これは、仕入債務の増加2,476百万円(前連結会計年度は1,211百万円の減少)及び減価償却費2,683百万円(前連結会計年度は2,081百万円)などの資金の増加があったものの、売上債権の増加2,942百万円（前連結会計年度は2,786百万円の増加）及び棚卸資産の増加5,017百万円(前連結会計年度は1,368百万円の増加)などの資金の減少があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は1,557百万円（前連結会計年度は424百万円の増加）となりました。これは、投資有価証券の売却による収入2,469百万円（前連結会計年度は4,631百万円の収入）などの資金の増加があったものの、有形固定資産の取得による支出4,117百万円（前連結会計年度は3,158百万円の支出）などの資金の減少があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は5,848百万円（前連結会計年度は3,314百万円の減少）となりました。これは、長期借入金の返済による支出3,060百万円（前連結会計年度は1,736百万円の支出）及び配当金の支払額1,605百万円(前連結会計年度は1,547百万円の支出)などの資金の減少があったものの、短期借入金の純増額2,935百万円(前連結会計年度は33百万円の収入)、長期借入れによる収入8,000百万円（前連結会計年度は600百万円の収入）などの資金の増加があったことによるものです。

ウ. 生産、受注及び販売の実績

(ア) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の内容ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の内容	金額（百万円）	前年同期比（％）
ポンプ事業	90,833	110.0
その他	722	129.8
合計	91,556	110.2

(イ) 受注状況

当連結会計年度における受注高及び受注残高を事業の内容ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の内容	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高（百万円）	前年同期比（％）
ポンプ事業	95,337	109.6	104,198	109.8
その他	295	29.9	71	27.6
合計	95,633	108.7	104,269	109.6

当連結会計年度における需要先別の受注高及び受注残高の構成比

需要先別		受注高（％）	前年同期構成比（％）	受注残高（％）	前年同期構成比（％）
国内	官公需	25.8	28.1	28.3	27.9
	民需	12.1	12.7	10.0	10.2
外需		62.1	59.2	61.7	61.9
合計		100.0	100.0	100.0	100.0

(ウ) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の内容ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の内容	金額（百万円）	前年同期比（％）
ポンプ事業	86,019	107.2
その他	482	54.1
合計	86,501	106.7

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額（百万円）	割合（％）	金額（百万円）	割合（％）
エジプト政府	11,877	14.6	5,959	6.9

当連結会計年度における需要先別販売実績の構成比

需要先別		販売実績 (%)	前年同期構成比 (%)
国内	官公需	25.1	23.6
	民需	12.6	14.7
外需		62.3	61.7
合計		100.0	100.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討等

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

ア. 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度は、当社グループはエッセンシャルなインフラ企業として社会的要請に応えるべく、世界が掲げるカーボンニュートラル社会の実現に向けて環境負荷の低減と持続可能な成長の両立をめざし全方位で具体的なアクションを展開しています。また、それと同時に、ポンプ製造のための設備や仕組みの改善を図り、生産性・生産能力の向上にも努めています。

当連結会計年度末における資産は、前連結会計年度末から14,060百万円増加し115,621百万円となりました。

これは主に、海外子会社を含めたグループ全体の生産能力向上のために積極的な設備投資を行ったことにより有形固定資産が増加(前連結会計年度末比2,035百万円増加)したこと、受注高の急拡大による仕掛品が増加(前連結会計年度末比5,254百万円増加)したこと、売上高の増加に伴い受取手形、売掛金及び契約資産が増加(前連結会計年度末比3,553百万円増加)したことなどによります。

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末から10,275百万円増加し59,204百万円となりました。

これは主に、受注高の急拡大に伴い支払手形及び買掛金が増加(前連結会計年度末比2,674百万円増加)したこと、生産能力向上のための設備投資資金として長期借入金が増加(前連結会計年度末比6,992百万円増加)したことなどによります。

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末から3,785百万円増加し56,417百万円となりました。

これは主に、配当金支払額が前連結会計年度よりも増加(前連結会計年度末比55百万円増加)したものの、親会社株主に帰属する当期純利益4,068百万円を計上(前連結会計年度6,225百万円計上)したこと及び為替換算調整勘定が増加(前連結会計年度末比1,066百万円増加)したことなどによります。

当連結会計年度の売上高は86,501百万円(前連結会計年度81,103百万円)を計上することになりました。これは前連結会計年度比5,398百万円の増収となります。

売上高増加の要因としましては、単体においては当初計画からは売上にズレが発生したものの、豊富な受注残に支えられた官需で増加したことにより前年を上回り、子会社においても豊富な納入実績によるサービス分野の拡大などの効果により、前年を上回り、増収となりました。

当連結会計年度の営業利益は5,449百万円(前連結会計年度6,822百万円)を計上することになりました。これは前連結会計年度比1,373百万円の減益となります。

営業利益減少の要因としましては、賃上げに伴う労務費の増加や、売上高の増加に伴う販売直接費の増加等は当初計画と大きな乖離は無かったものの、受注急拡大に伴い、想定よりも外注費が大幅に増加したこと、売上に期ズレが発生したことにより予定していた収益が翌期に繰り越しとなったことなどによります。

当連結会計年度の経常利益は4,540百万円(前連結会計年度6,297百万円)を計上することになりました。これは前連結会計年度比1,757百万円の減益となります。

経常利益減少の要因としましては、営業利益の減少に加え、営業外費用に為替差損を1,711百万円計上したことによるものです。為替差損は、主に海外受注における外貨建て売上の為替変動リスクに対して予約等によりヘッジしていることによるもので、予約を実施した当時から為替相場が円安で推移した結果生じたものです。

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は4,068百万円(前連結会計年度6,225百万円)を計上することになりました。これは前連結会計年度比2,157百万円の減益となります。

親会社株主に帰属する当期純利益減少の要因としましては、経常利益の減少に加え、資産圧縮方針のもと実施している保有有価証券の売却が前年実績を下回ったことによるものです。

当社グループに重要な影響を与える要因として、需要先の動向と収益環境の変化、グローバル化に伴う為替動向、世界動向、保有有価証券の株価動向、事故及び災害、製品に対する重要な不具合、法的規制、訴訟及び感染症拡大などによる事業への影響が考えられます。

需要先の動向と収益環境の変化に対応するためには、研究・開発に注力し、水・新エネルギーなどの資源や環境問題など時代が求める新たなニーズに適切に応える分野を強化するとともに、採算面の改善を図っております。

グローバル化に伴う為替・世界動向に対応するためには、為替予約、外貨建ての資材調達への推進や現地での資材調達を行っております。

保有有価証券に対する株価動向に対応するためには、資産圧縮方針のもと保有有価証券の見直し、売却を行っております。

事故及び災害に対応するためには、グループ全体に安全のための行動と対策を周知徹底しております。

製品に対する重大な不具合に対応するためには、会計上適切な引当金を計上することに加え、品質マネジメント部門を強化し、品質、機能、安全性、納期等に万全を期しております。

法的規制に対応するためには、本社内に法務部門を設置し様々な法的規制の検証を行うとともに、法令遵守の徹底を含めた教育を行っております。

訴訟等に対応するためには、契約留意事項の確認や、片務的契約の排除等、契約内容の事前検証を行っております。

イ. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(ア) キャッシュ・フローの状況と分析

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 イ. キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(イ) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金需要は、営業活動につきましては、生産活動に必要な運転資金（材料・外注費及び労務費等）、受注獲得のための販売手数料及び研究開発費が主な内容であります。投資活動につきましては、生産活動のための固定資産の更新や生産・サービス能力の増強及び生産性向上のための設備投資が主な内容であります。財源としては、自己資本及び銀行からの借入金を主体とした負債となっております。

手元流動性としては、当連結会計年度末は、現金及び流動性預金として17,083百万円を確保しており、手元流動性比率としては2.37となっておりますが、当社グループは年度末に売上及び検収による支払が集中することが多く、年度末に資金不足とならないようにしております。また、設備投資を積極的に進める方針であり、手元流動性には若干の余裕を持たせることとしております。

ウ. 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成しております。この連結財務諸表の作成にあたりましては、会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1.(1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針が、連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に影響を及ぼすと考えております。

(ア) 棚卸資産の評価

当社グループは、棚卸資産について、期末における収益性の低下の有無を判断し、収益性が低下していると判断されたものについては、帳簿価額を正味売却価額または処分見込価額まで切り下げております。

収益性の低下の有無に係る判定は、原則として個別品目ごとに、その特性や市況等を総合的に考慮して実施しております。

また、受注工事に係る棚卸資産については、工事損失引当金により収益性の低下を反映させております。

(イ) 有価証券の評価

当社グループは、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外の有価証券について時価評価を行い、評価差額については税効果会計適用後の純額を、その他有価証券評価差額金として純資産の部に含めて表示しております。

減損処理にあたっては、時価が取得価額の50%以上下落した場合のほか、時価回復の可能性をもとに判断しております。

(ウ) 債権の回収可能性

当社グループは、金銭債権の回収可能性を評価して貸倒見積高を算定し、貸倒引当金を計上しております。

貸倒見積高算定の対象となる債権は、日常の債権管理活動の中で、債権の計上月や弁済期限からの経過期間に債務者の信用度合等を加味して区分把握しております。

貸倒見積高の算定に際しては、一般債権については貸倒実績率を適用し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に相手先の財務状況等を考慮して、回収可能性を吟味しております。

(エ) 退職給付費用及び債務

当社グループの退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出しており、その主要な前提条件は退職給付債務の割引率及び年金資産の期待運用収益率であります。

割引率は、従業員の退職給付の見込み支払日までの平均期間に対応する期間の日本の国債利回りを基礎に設定しております。

また、年金資産の長期期待運用収益率は、保有している年金資産のポートフォリオ及び過去の運用実績、収益の将来見通しを総合的に判断して設定しております。

(オ) 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかの回収可能性を検討し、回収が不確実であると考えられる部分に対して評価性引当額を計上して繰延税金資産を減額しております。

回収可能性の判断に際しては、将来の課税所得の見積額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。

(カ) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

製品販売については、製品に対する物理的占有、所有に伴う重大なリスク及び経済価値の顧客への移転状況といった支配の移転に関する指標を勘案した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは製品の引渡時点であると当社は判断し、当該時点で売上高を認識しております。

また、当社は工事請負契約を顧客と締結しております。当該契約については、当社の履行により他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を当社が有していることから、資産の支配を一定の期間にわたって顧客に移転していると考えております。

このため、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づき、工事期間にわたって売上高を認識しております。なお、当社は、総工事原価の妥当な積算を行うこと、及びこれらの契約に係る進捗度を合理的に見積ることが可能であることから、進捗度の測定についてはインプット法の使用が適切であると考えており、契約ごとの工事原価総額に対する発生工事原価の割合を用いております。

(キ) 製品保証引当金

当社グループは、将来発生すると予想される無償保証工事費用に備えるため、製品保証引当金を過去の実績に基づいて算定し、計上しています。

5【重要な契約等】

(技術供与)

契約会社名	契約先		契約の内容	対価の受取	契約期間
	国名	名称			
株西島製作所	中国	西島ポンプ(天津)有限公司	1 ポンプのライセンス生産並びに生産ノウハウの供与	一定率のロイヤリティ	2010年12月締結 2021年8月更新 2031年7月まで (契約期限到来後は1年ごとに自動更新)
			2 部品の製造及び製品の組立に関する技術的援助		2010年12月締結 2021年8月更新 合弁契約の終了まで
			3 商標使用の許諾		

(注) 当社の子会社PT.TORISHIMA GUNA INDONESIAとの技術ライセンス契約については、2023年5月30日付けで当該子会社を100%子会社としたため、重要な契約には該当しないと判断し、記載しておりません。

6【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）の研究開発活動は、当社研究開発部ほか技術部門が中心となり、ポンプ事業、新エネルギー・環境事業に係る市場ニーズに応えるため、当連結会計年度の研究開発関連費用としては総額804百万円を投入しております。

研究開発活動の実績としましては、2023年10月に市場に投入した「スーパーエコポンプ」が、一般財団法人 省エネルギーセンター主催の2024年度「省エネ大賞 - 製品・ビジネスモデル部門」において、その省エネ性が高く評価され、当社は、省エネ大賞の電気需要最適化分野で最高位の「経済産業大臣賞」を受賞しました。この受賞を機に、より多くのお客様に当社が世界一省エネにこだわるポンプメーカーであることを知っていただき、さらなる省エネに貢献するため、受注実績を積み上げてまいります。

カーボンニュートラル社会の実現に向けて、当社は、エネルギーキャリアとして注目される液体アンモニアおよび液体水素を大量に輸送・昇圧するポンプの開発に鋭意取り組んでおります。

液体アンモニア用ポンプに関しては、世界初となる大型商用石炭火力発電機における燃料アンモニア転換の大規模実証試験（熱量比20%）の払い出しポンプに、弊社立軸多段ポンプが採用されたことは前会計年度にご報告済みです。今年度においては、2024年4月～6月に実証試験が行われ、当該ポンプがトラブルなく要求される機能を満足することを確認し、さらに今後の製品高機能化に資する知見を得ることができました。

加えて、将来のアンモニア貯蔵タンク大型化を見越し、インタンク型ポンプシステムの開発を進めてまいりました。2025年5月20日に当社ホームページ上でも情報開示させて頂いた通り、同年1～2月に弊社子会社であるインドネシアのP. T. TORISHIMA GUNA ENGINEERINGの工場内にてアンモニアの実液を用いた運転試験を実施し、想定通りの性能を確認することができました。アンモニアは毒性が強いため、高い安全性が求められますが、特にメンテナンス時の拡散を抑えることが重要になります。当社のシステムでメンテナンス時の安全性を確保されることを、液化アンモニア実液を用いて確認することができ、画期的な成果となりました。

今後は、お客様のニーズに柔軟に対応し、様々な場面で利用いただけるよう、ポンプの高圧化および大流量化を進めていく計画です。

液体水素を取り扱うポンプについては、水素サプライチェーン構築実現に向けて重要な役割を担う液化水素昇圧ポンプに着目し、開発を進めてまいりました。本ポンプにつきましては製品化実現においてキーとなる技術に関して、学術機関および先端技術企業との協業体制を構築して、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）より助成金を受けております。

既に情報開示している通り、2024年3月に国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構（JAXA）の能代ロケット実験場（秋田県）において商用化実証に適用可能なポンプの試験は完了し、製品として市場に提供できる状態です。2024年11月～12月には追加検証試験を実施し、さらなるポンプの高圧・大流量化設計開発に資するデータを得ることができました。

なお、当社ホームページですでに情報開示させて頂いた通り、本ポンプには高温超電導モータを採用しており、国立大学法人 京都大学と共同研究により開発を進めております。-253 の液化水素により極低温環境を具備できるため、液化水素昇圧ポンプと高温超電導モータは、技術的に非常に親和性の高い組合せとなります。超電導モータの特徴である高効率を利用し、モータ発熱を最大限抑制することで液化水素のガス化を抑制し、効率的な液化水素昇圧を可能とする点が本ポンプの最大の特徴です。

将来のサプライチェーンの大型化を想定し、ポンプの高圧・大流量化および超電導モータの大容量化を計画通り進めている状況です。

気候変動対策向けポンプによる減災技術の推進において、維持管理の簡素化（モータの冷却方式を水冷から空冷に変更）を図った改良型「耐水モーター一体型ポンプ（浸水してもポンプ運転が可能）」については、下水処理場向け立軸ポンプを市場に投入し、排水機場向け立軸ポンプも含め順調に受注台数を伸ばしています。また、排水機場向け横軸ポンプに対する開発も完了し、すでに販売を開始し、適用範囲を拡大しています。

さらに下水処理場向け立軸ポンプについては国土交通省が行う令和6年度、下水道技術の海外実証事業「WOW TO JAPANプロジェクト」に、トリシマの提案した「熱帯地域での空冷式耐水モーター一体型ポンプに係る実証事業」が採択され、パキスタンにおいて実証試験を開始しました。本実証試験を通じて浸水被害が常態化している南アジアを含む熱帯地域において、本ポンプが現地条件へ適応し、長期運転による信頼性を示すことが期待されています。

加えて、防災・減災に寄与する当社技術のひとつである「二重ラップカン及び渦対策リング」については、機能および組立・メンテナンス性を向上させた改良型の開発が完了し、販売開始に向けて動き出しています。今後も防災・減災という観点でさらなる貢献を目指します。

海水淡水化分野においては、世界最高水準の効率を有するRO（逆浸透）法海水淡水化プラント向け高圧ポンプについてさらなる大流量・高圧ニーズに応えるために、ラインナップを拡充し、順調に受注台数を伸ばしております。

またノルウェーのWaterise社が開発を行っている従来のRO法よりも環境負荷が低い、深海での静水圧を利用したROシステムに用いられるポンプの開発を進めてまいりました。プロトタイプ検証が完了し、良好な結果が得られております。本ポンプは深海で用いられるポンプであるため、高いメンテナンス性と長寿命が求められており、これらのニーズに応えるために、改良設計を進めています。

省エネルギー需要の高まりから、ポンプの高性能・高速化をより早く実現することが社会ニーズとなっています。このニーズに対応していくため、人工知能（AI）技術を取り入れた新たな水力開発システムと3D プリンティング技術を組み合わせ、設計開発から製品化までのシームレス化実現に向けてシステム開発を行ってきました。試験的に設計開発プロセスに組み込みながら、評価を実施しています。今後はさらにデータベースを増強し、本システムの柔軟性を向上してまいります。

また、ロータダイナミクス、構造および材料関連の各ポンプ要素に関連する技術については、大学やコンサルタント等の外部機関を積極的に活用することで、基礎的研究を共同で実施中であります。

今後も多様な社会ニーズに応えるべく、新技術および新製品の開発に努めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、当連結会計年度において主力事業であるポンプ事業を中心に総額4,590百万円の設備投資を実施しております。

主な設備投資としては、既存設備の更新、機械の増強、鋳造工場改修等を行い、その所要資金は自己資金及び借入金等で賄っております。

2【主要な設備の状況】

上記ポンプ関連事業を主事業とする当社グループ（当社及び連結子会社）における主たる設備の状況は次のとおりであります。

（1）提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社及び工場 (大阪府高槻市)	ポンプ事業 環境事業 新エネルギー事業	本社機能 生産設備	7,507	2,672	1,435 (94,840)	284	496	12,396	772 〔26〕
九州工場 (佐賀県武雄市)	ポンプ事業	生産設備	67	-	629 (57,495)	-	1	697	- 〔-〕
東京支社 (東京都品川区) 他計13支社・支 店、7営業所・出 張所、4海外事務 所、1サービス工 場	ポンプ事業	事務所設 備	23	6	25 (604)	-	7	63	228 〔-〕
その他	新エネルギー 事業ほか	風力発電 設備ほか	0	135	51 (11,851)	-	0	187	- 〔-〕
合計	-	-	7,598	2,815	2,141 (164,791)	284	504	13,344	1,000 〔26〕

（2）国内子会社

2025年3月31日現在

会社名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
(株)九州トリシマ (佐賀県武雄市)	ポンプ事業	生産設備	25	70	- (-)	-	1	97	65 〔13〕

(3) 在外子会社

2025年3月31日現在

会社名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO. (アラブ首長国連 邦)	ポンプ事業	メンテナ ンス設備	520	224	- (-)	122	178	1,045	161 [-]
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.(イギリス)	ポンプ事業	メンテナ ンス設備	210	111	- (-)	622	12	957	60 [-]
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD.(サ ウジアラビア)	ポンプ事業	メンテナ ンス設備	-	131	- (-)	466	264	861	38 [-]
AUSTRALIAN FLUID HANDLING PTY LTD.(オース トラリア)	ポンプ事業	メンテナ ンス設備 生産設備	295	89	376 (4,666)	8	9	779	36 [-]
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING (インドネシア)	ポンプ事業	メンテナ ンス設備	104	2	- (-)	531	4	642	69 [-]
西島ポンプ(天 津)有限公司 (中国)	ポンプ事業	生産設備	179	59	- (-)	71	225	536	89 [-]
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. (インド)	ポンプ事業	メンテナ ンス設備 生産設備	103	17	100 (8,123)	2	9	232	51 [-]

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」及び「建設仮勘定」の合計であります。

2 提出会社の支社、支店等の建物は賃借しております。(年間賃借料163百万円)

3 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	事業の内容	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (千USD)	既支払額 (千USD)		着手	完了
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EGYPT LTD.	エジプト	ポンプ事業	メンテナンス設備	4,184	1,400	自己資金 銀行借入	2024年12月	2025年10月
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.	インド	ポンプ事業	生産設備	3,513	-	自己資金 銀行借入	2025年4月	2026年2月
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD.	サウジアラ ビア	ポンプ事業	メンテナンス設備	1,410	800	自己資金 銀行借入	2025年1月	2025年12月

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2025年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,045,679	29,045,679	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株であります。
計	29,045,679	29,045,679	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2021年5月31日 (注)1	400,000	29,112,179		1,592		4,610
2023年4月25日 (注)1、2	66,500	29,045,679		1,592		4,610

(注)1 自己株式の消却による減少であります。

2 2022年5月12日開催の取締役会において決議されたとおり、2023年3月末までに取得した自己株式66,500株を、2023年4月25日に消却しました。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	24	31	80	91	14	8,502	8,742	-
所有株式数(単元)	-	103,622	2,749	73,578	26,557	51	83,461	290,018	43,879
所有株式数の割合(%)	-	35.7	0.9	25.4	9.2	0.0	28.8	100.0	-

(注) 自己株式2,263,559株は、「個人その他」に22,635単元、「単元未満株式の状況」に59株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	3,020	11.2
公益財団法人原田記念財団	佐賀県武雄市若木町川古字道免木9857番地13	2,810	10.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,724	10.1
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	1,286	4.8
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	970	3.6
株式会社タクマ	兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号	943	3.5
西島製作所従業員持株会	大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号	733	2.7
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	657	2.4
株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江一丁目12番19号	652	2.4
株式会社日阪製作所	大阪市北区曾根崎二丁目12番7号	619	2.3
計	-	14,420	53.8

(注) 公益財団法人原田記念財団は、水力学、流体力学、流体機械等自然科学の分野における学術的な研究と応用研究に従事している個人または団体に対する助成援助を行う等、わが国の科学技術、学術文化及び教育の向上、地域社会の発展に寄与することを目的とする公益法人であります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,263,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,738,300	267,383	-
単元未満株式	普通株式 43,879	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	29,045,679	-	-
総株主の議決権	-	267,383	-

- (注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式59株が含まれております。
2 「完全議決権株式(その他)」には「株式給付信託(ESOP)」が保有する当社株式149,200株(議決権1,492個)が含まれております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西島製作所	大阪府高槻市 宮田町一丁目1番8号	2,263,500	-	2,263,500	7.8
計	-	2,263,500	-	2,263,500	7.8

- (注) 「株式給付信託(ESOP)」が保有する当社株式149,200株は、上記自己株式等に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、2020年5月26日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブプラン「株式給付信託(ESOP)」を再導入しております。

ア. 「ESOP信託」の概要

ESOP信託とは、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり従業員持株会と信託を組み合わせることで、信託ファンドは持株会が将来にわたって購入する株式を一括して確保することができ、併せて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社が西島製作所従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括に弁済するため、従業員への追加負担はありません。

イ. 信託に残存する自社の株式

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に基づき、総額法を適用しております。

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度170百万円、195,800株、当連結会計年度129百万円、149,200株であります。

ウ. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度 - 百万円、当連結会計年度 - 百万円

エ. 従業員等に取得させる予定の株式の総数又は総額

530,000,000円

オ. 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受け取ることができる者の範囲

株式給付信託(ESOP)制度は、当社従業員持株会加入者を対象としております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び
会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年5月14日)での決議状況 (取得期間 2025年5月14日~2026年3月31日)	<上限> 600,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した自己株式は含まれておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	242	672,984
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (注) 1	28,390	76,907,474	-	-
保有自己株式数	2,263,559	-	2,263,559	-

(注) 1 当事業年度の内訳は、新株予約券の権利行使(株式数4,800株、処分価額の総額4,980,400円)及び譲渡制限付株式の処分(株式数23,590株、処分価額の総額71,927,074円)であります。

2 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り又は売渡しによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社の配当方針は株主の皆様への安定的配当を継続することを基本とし、新たな成長のための投資に利益を配分すると共に、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、純資産配当率(DOE)3%及び配当性向35%を目安に、累進配当を目指してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社は機動的な資本政策が行えるように、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

また、会社法第454条第5項に定める中間配当についても、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度は、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、1株当たり普通配当30円とし、既に実施済みの中間配当金30円を合わせ年間1株当たり60円とさせていただきます。

また、内部留保資金につきましては、新たな成長を目指して、脱炭素社会の実現や安心・安全な社会の構築をめざしたポンプ及び関連機器の新技术・新製品開発、ポンプ等のスマートメンテナンスの推進、DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進及びデータ・AI活用による生産性の向上や生産能力拡大のための設備投資、グローバル事業を支える人材の育成等のため有効に投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は連結配当規制適用会社であります。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2024年11月14日 取締役会決議	803	30
2025年5月14日 取締役会決議	803	30

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

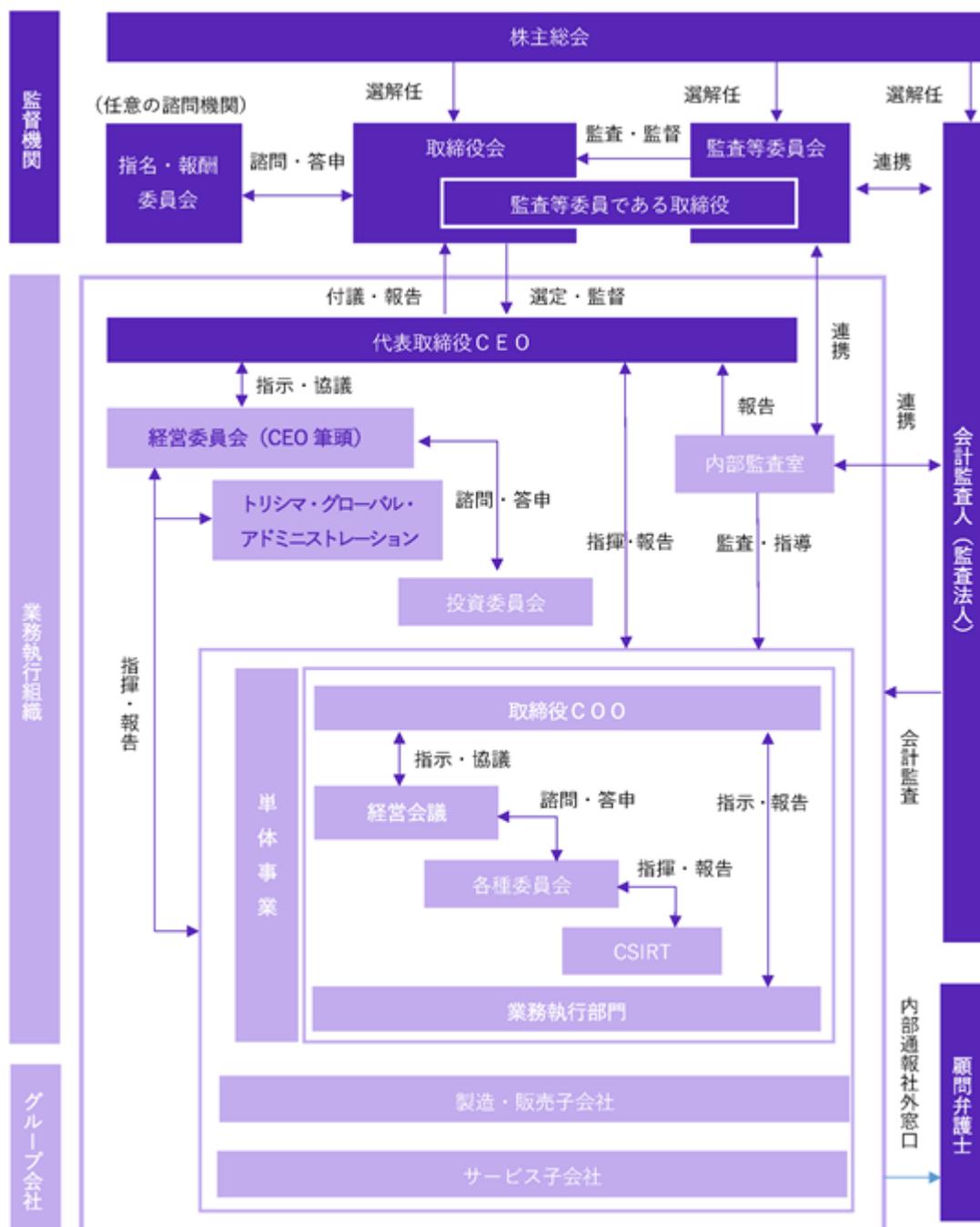
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

ア. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」を社是として、「私たちはポンプを愛し、世界によりよい変化を生み出すために、進化し続けます。」という経営理念の下、全てのステークホルダーに配慮した経営を行うというものです。当社の全ての役員・従業員は、個々のコンプライアンスの実践が企業倫理を形成していくとの強い決意をもって、組織及び個人が一体となってコンプライアンスに取り組み、内部統制システムの充実とコーポレート・ガバナンス体制の強化を推進しています。

イ. 企業統治の体制の概要及び当該体制を利用する理由

当社の企業統治の体制の模式図は、以下のとおりであります。



(ア) 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制の主たる機関として取締役会、監査等委員会及び会計監査人のほか、指名・報酬委員会を設置するとともに、執行側の体制として経営委員会や経営会議、コンプライアンス委員会などを設置しております。

a. 取締役会

取締役会は提出日（2025年6月23日）現在、10名の取締役（うち4名は監査等委員である取締役）で構成され、原則として毎月1回定例の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催します。取締役会は、業務執行取締役から月次の営業報告を含む重要な業務の執行状況につき報告を受け、監督を行っております。また、中長期的な観点から当社グループのグローバルレベルの経営戦略について審議ができるよう、決議事項や報告事項とは別に、審議事項として国内外の事業の進捗状況を定期的な議題に設定し、取締役相互に質疑、提案並びに意見を交換することにより、実質的な議論を行っております。これにより、取締役会は、重要な業務の意思決定及び監督を行っております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、提出日（2025年6月23日）現在、常勤取締役2名（内、社外取締役1名を含む）と常勤でない社外取締役2名で構成されております。監査等委員である取締役は、定例取締役会及び臨時取締役会に出席し、各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき必要に応じて意見を述べるほか、監査等委員会による監査を実施し、必要に応じて他の取締役及び使用人から報告・説明を受けております。また常勤取締役がその他の社内の重要会議への出席や重要な決裁書類の閲覧などを実施することにより、取締役等の業務執行状況を十分に把握できる体制をとっております。

また、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換や意見交換を行い、相互連携を図っております。

c. 会計監査人

当社は会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおり、会計監査を委託しております。会計監査人は、監査項目、監査体制、監査スケジュール等を内容とするリスクアプローチに基づく監査計画を立案し、第1四半期及び第3四半期には経過報告会を、半期にはレビュー報告会を、また期末には期末決算に関する会計監査報告会を開催し、監査等委員会に対して報告しています。なお、以上の報告会には、サポート本部副本部長、経理部長及び内部監査室長も参加しております。

d. 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役等の指名・報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として設置しております。当委員会は、代表取締役CEO（最高経営責任者）を含む3名以上で構成され、その過半数を独立社外取締役が占めることとしております。当委員会は、取締役会での決定に先立ち、取締役の指名方針や選解任、監査等委員でない取締役の報酬等に関する基本方針及び個人別の報酬に関する事項などについて審議し、取締役会へ答申する役割を担います。

e. 経営委員会

当社は、取締役会でのグローバル事業の経営に求められる迅速かつ果敢な判断を可能にするために、グループ経営について最終的な責任を負うCEOの最高協議機関として経営委員会を設定しております。

当委員会は、代表取締役CEO及び取締役副CEOを常任委員とし、案件に応じて各子会社の社長及び関係する執行役員から構成され、グループ経営に関する事業戦略（M&A戦略含む）やリスクについて討議し、代表取締役CEOによるグループ経営計画の策定を支援します。また、当委員会は、定期的を開催しており、各子会社の経営計画の実行状況を的確に把握するとともに、コンプライアンスを中心とするガバナンス事項について各子会社より報告を受けて必要に応じて指示しております。

当委員会がより効率的かつ効果的にこれらの機能を果たすためには、情報収集・整理やCEOの方針に基づく子会社への指導・助言・援助等の徹底が必要であり、トリシマ・グローバル・アドミニストレーションがその役割を担っております。取締役会へ付議すべきグループ経営に関する事項については、代表取締役CEOを中心に協議を深め、取締役会に上程する議案の精査を行うことで取締役会の意思決定の実効性を高める機能を担います。

f. 経営会議

当社は、執行役員制度を導入しており、経営における監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の責任と役割を明確にしております。

経営会議は執行役員等により構成され、当社単体及び製造・販売子会社の経営の執行に係る取締役COO（最高執行責任者）の最高協議機関として、業務執行における重要課題の事前審議、経過及び結果報告等の場として設置しております。同会議は、迅速かつ適切な経営判断を行うため、原則として毎週1回開催しております。

g. コンプライアンス委員会

当社は、当社におけるコンプライアンス推進の方針及びコンプライアンスに関する各種問題の審議、再発防止策の策定、各種提言を行う組織として、取締役COOを委員長とし、各本部長等を委員とするコンプライアンス委員会を設置しております。

h. 投資委員会

当社は、当社及び当社グループの子会社による投資案件（取締役会規則に定める一定の基準を満たすもの）について、案件の合理性や採算性を審議・検討するために代表取締役CEOの諮問機関として投資委員会を設けております。当社の事業成長戦略との整合性や事業スキームの実現可能性、投資金額の妥当性と投資回収計画の見込みのほか、財務・法務・労務管理・ガバナンス等の観点からリスクとその蓋然性について事前に精査し、代表取締役CEO又は取締役会での意思決定を支える機能を担います。当委員会の構成は、組織業務分掌に従った各分野の役職者に加え、必要に応じて社外からも有識者を加えて審議する体制をとっており、投資案件に対して慎重かつ客観的に評価する視点を確保しております。さらに、起案部門へフィードバックすることで、実行時点のみならず、事後検証も行い、継続的に投資案件の遂行状況を把握し必要なアクションを起こせるような仕組みとしております。

i. リスク管理委員会

当社は、平常時における全社的なリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を協議・承認し、再発防止策の策定、各種提言を行う組織として、取締役COOを委員長とし、執行役員を委員の中心とするリスク管理委員会を設置しております。

また、本委員会の下位組織として、コンピューター・セキュリティ・インシデントが発生した場合の被害を最小限にとどめることを目的とした対応組織（Torishima Computer Security Incident Response Team; Torishima CSIRT）を設置しております。本委員会は、Torishima CSIRTによるインシデント対応計画の策定やインシデント予防のための意識及びスキル向上のための啓発活動の実施状況を把握し、有事に備えた対策の整備について業務執行組織に対して勧告しております。

j. 安全衛生委員会

当社は、当社の安全衛生マネジメントシステムがISO-45001規格に適合し、当社の安全衛生方針に対し適切でありかつ有効に機能することを確実にするために、労働者の危険または健康障害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）などの重要事項について審議を行い、その結果を取締役COOに報告する組織として、取締役COOが指名する委員長及び2名の副委員長、安全管理者、衛生管理者、産業医のうちから取締役COOが指名する者及び労働組合が推薦する者を委員とする安全衛生委員会を設置しております。

k. 品質委員会

当社は、当社の品質マネジメントシステムがISO-9001規格に適合し、当社の品質方針に対し適切でありかつ有効に機能することを確実にするために、品質管理に係る各種の事項について審議を行い、その結果を取締役COOに報告する組織として、品質マネジメント部長を委員長とし、各本部長・関連各部長等を委員とする品質委員会を設置しております。

l. 環境委員会

当社は、当社の環境マネジメントシステムがISO-14001規格に適合し、当社の環境方針に対し適切でありかつ有効に機能することを確実にするために、環境改善に係る各種の事項について審議を行い、環境マネジメントシステムの妥当性・適合性及び有効性の審議を行い、その結果を取締役COOに報告する組織として、生産本部長を委員長とし、各本部長・関連各部長等を委員とする環境委員会を設置しております。

本委員会は、環境改善に関わる重要事項として気候変動に関する課題を取り上げており、当社工場での環境活動（CO2排出量削減、電力等の省エネ）に加えて、環境負荷低減に貢献する当社製品の開発状況や当社製品の提供によるCO2排出量削減の状況について情報共有を行っております。気候変動に対する当社の取組を事業戦略と結びつけて検討し、必要に応じて経営会議での審議事項を選定しております。

当社は、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員でない取締役7名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の監査等委員でない取締役は7名（内、社外取締役2名）、監査等委員である取締役は4名（全て社外取締役）計11名となります。また、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項として「指名・報酬委員選任の件」が付議される予定です。これらが承認可決された場合の同委員会の構成員については後記機関ごとの構成員のとおりであります。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。(は議長・委員長、 はメンバー・委員を表す)

< 提出日(2025年6月23日)現在 >

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会
代表取締役 CEO(最高経営責任者) 兼 取締役会議長	原田 耕太郎			
取締役 副CEO (副最高経営責任者)	ジェラルド・ アッシュ			
取締役 共同COO (共同最高執行責任者)	アリスター・ フレット			
取締役 共同COO (共同最高執行責任者)	羽牟 幸一郎			
社外取締役	井植 敏雅			
社外取締役	上田 理恵子			
取締役 (常勤監査等委員)	角 治壽			
社外取締役 (常勤監査等委員)	安陪 裕二			
社外取締役 (監査等委員)	秋山 洋			
社外取締役 (監査等委員)	山本 操司			

< 2025年3月期にかかる定時株主総会直後 >

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会
代表取締役 CEO(最高経営責任者) 兼 取締役会議長	原田 耕太郎			
取締役 副CEO (副最高経営責任者)	ジェラルド・ アッシュ			
取締役 共同COO (共同最高執行責任者)	アリスター・ フレット			
取締役 共同COO (共同最高執行責任者)	羽牟 幸一郎			
取締役 常務執行役員産業本部長	昼沢 義則			
社外取締役	井植 敏雅			
社外取締役	上田 理恵子			
社外取締役 (常勤監査等委員)	安陪 裕二			
社外取締役 (監査等委員)	秋山 洋			
社外取締役 (監査等委員)	山本 操司			
社外取締役 (監査等委員)	入江 千香子			

上記リストは、当該定時株主総会直後に開催が予定されている取締役会及び監査等委員会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しています。

(イ) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社として、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することにより取締役会の監督機能をより一層強化し、豊富な経験や見識及び専門的知見を備えた3名（提出日2025年6月23日現在）の社外取締役（監査等委員）を配置することにより、独立性と客観性を担保し、取締役会での適切な意思決定を行う仕組みを採用しています。経営委員会及び経営会議における迅速な情報共有と事前協議に基づく業務執行を取締役会が監督することにより、透明性の高い効率的な経営のための企業統治の体制が機能しているものと判断しております。

当社は、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の監査等委員である取締役は4名（全て社外取締役）となります

ウ. 企業統治に関するその他の事項

(ア) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の整備基本方針を定めました。

本内部統制システムを確実に実施するとともに、本システム及びそれに関する社内規程等は必要に応じた見直しを行い、効率的で適法な企業体制の維持・改善を図っております。

(イ) コンプライアンス体制

当社は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是のもと、法令遵守、公平・公正、社会倫理に反する行為の禁止、風紀・秩序の維持、差別の禁止、違反については是正措置などの基本姿勢を定め、取締役及び使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図るものとします。

職場での企業倫理等に関する相談窓口及び「コンプライアンス委員会」を当社に設置し、当委員会は、当社及び子会社から成る当社グループの遵法体制・倫理体制の構築と、これらの状況把握、企業倫理に関する内部監査の結果について各執行部門へ指導・助言、企業倫理に関する教育計画、教育活動についての指導・助言、社内通報に関する対応について相談窓口へ指導・助言を任務とします。

また、当社は、取締役及び使用人に対し、コーポレート部門からコンプライアンス及び法令等に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動を必要に応じて行います。

(ウ) リスク管理体制

当社は、法務・財務・労務リスク、事故・自然災害リスク、政治・経済・社会リスクを適切に管理するため、平常時における全社的なリスクマネジメント推進及び緊急時におけるリスク対策につき社内規程を定めるなどリスク管理体制の整備を行っております。

(エ) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社から成る当社グループが相互に協力し、ともに企業価値の向上を図るために管理体制を整備し、子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行っております。当社及び子会社から成る当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、子会社に事業内容、規模等を考慮した内部統制システム構築の基本方針に沿った内部統制システムを整備させ、経営委員会がコーポレート部門と連携を図りながらその状況を確認しております。

(オ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応します。平素より関係行政機関、弁護士等からの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに対処できる体制を構築しております。

(カ) 責任限定契約

当社は、社外取締役の各氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(キ) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び一定の条件を満たす従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟等に関する損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、故意・重過失の場合には填補の対象としておりません。

(ク) 取締役の定数、選任決議

取締役の定数は、取締役（監査等委員であるものを除く）は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内となっております。

また、取締役の選任決議は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別した上で、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役の選任は累積投票によっておりません。

(ケ) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。

(コ) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(サ) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(シ) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(ス) 取締役の責任免除

当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(セ) 株式会社の支配に関する基本方針について

a. 基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じることがどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるほか、ポンプ事業を通じて上下水道、電力、防災・減災施設など公共性の高いインフラ向け製品を長期安定的に提供する当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

b. 基本方針の実現のための取組について

当社は、明らかに当社グループの企業価値あるいは株主の皆様のご利益を害すると判断される買収行為に対しては、第127回定時株主総会におきまして、事前警告型買収防衛策の取組を行うことを決議し、一部変更を経て、第142回定時株主総会において「株式等の大規模買付行為に関する対応策」として一部変更し、継続の承認（以下「本プラン」といいます。）をいただいております。

本プランの概要は d. に記載のとおりです。なお、本プランの全文は、当社ウェブサイトに掲載しております。

本プランは、取締役の保身を旨とするものであってはならず、株主共同の利益を確保するものとして株主総会において決議されることが前提となります。

c. 上記の取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

(a) 当社取締役会は上記 b. の取組は上記 a. の基本方針に沿ったものであり、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の意思を直接確認するものであることから株主共同の利益を損なうものではないと判断します。

(b) 当社取締役会は上記 b. の取組は合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断します。

d. 本プランの概要

1. 本プランの目的

当社は、株式の大規模買付行為の全てを否定するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害する場合がおりうることも、わが国の過去の事例から明らかになっております。

当社は、創業から100年を超え、長年にわたり、お客様のニーズに応えたポンプを一貫して供給することにより、また納入済みのポンプに対するサービスを提供し続けることにより、お客様に安全・安心を提供し、お客様からの信頼を積み重ね、企業価値の向上を図ってまいりました。

ところが、もし、株式の大規模買付行為が当社グループの行ってきた企業価値向上の取組に逆行するものであれば、株主共同の利益を害することにもなりかねません。

そこで、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社取締役会が大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものであります。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面若しくはインターネット等での投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様に対して適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしております。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

対象となる大規模買付行為

本プランは以下の()又は()に該当する当社株式等の買付け、又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行ない、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

() 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

() 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

- () 買付者等の概要
 - イ 氏名又は名称及び住所又は所在地
 - ロ 代表者の役職及び氏名
 - ハ 会社等の目的及び事業の内容
 - ニ 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
 - ホ 国内連絡先
 - ヘ 設立準拠法
- () 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- () 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。尚、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

「本必要情報」の提供

上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記（ ）ホの国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

ただし、買付者等が、下記情報の一部について提供することができない場合には、当社は、買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- () 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- () 大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- () 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- () 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- () 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- () 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- () 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- () 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

() 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

() 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

取締役会評価期間の設定・特別委員会への諮問等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の()又は()の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

() 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には上限として60日間

() その他大規模買付行為の場合には上限として90日間

ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、社外取締役を中心に構成される特別委員会に大規模買付行為に関する対応を諮問いたします。特別委員会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行ない、当社取締役会へ答申するものといたします。

当社取締役会は、特別委員会の答申を尊重するものとし、更に当社取締役会独自の観点から検討等を行い、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

取締役会の決議

当社取締役会は、上記 の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

() 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記 から までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対応措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

() 買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合

当社取締役会は、上記()に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であっても、対抗措置の発動決議を行うことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記 に定める手続きを行うものとします。この場合、当社取締役会は、下記 に定める株主意思確認総会又は書面若しくはインターネット等での投票の決定に従って、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

() 買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は上記()及び()に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記()()()の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

株主意思の確認

当社取締役会は、上記（ ）に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面若しくはインターネット等での投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下、「投票基準日」といいます）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面若しくはインターネット等での投票のいずれかによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面若しくはインターネット等での投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、（ ）買付者等が大規模買付行為を中止した場合、又は（ ）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

大規模買付行為の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記 に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記 に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記 に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2023年6月28日開催の定時株主総会決議の日から、2026年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、経済産業省が2023年8月に発表した「企業買収における行動指針」に沿ったものであります。

(2) 当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1.に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記2. ()に定められた場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、上記2. に記載した通り、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) デッドハンド型ではないこと

上記2. に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様が有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

エ. 取締役会の活動状況

当該事業年度において当社は取締役会を計8回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
代表取締役 原田 耕太郎	8	8
監査等委員でない取締役 ジェラルド・アッシュ		8
監査等委員でない取締役 アリスター・フレット		8
監査等委員でない取締役 羽牟 幸一郎		8
監査等委員でない取締役 井植 敏雅(社外取締役)		8
監査等委員でない取締役 上田 理恵子(社外取締役)		8
監査等委員である取締役 角 治壽		8
監査等委員である取締役 安陪 裕二(社外取締役)		8
監査等委員である取締役 秋山 洋(社外取締役)		8
監査等委員である取締役 山本 操司(社外取締役)		8

取締役会における具体的な検討内容として、当社は、取締役会付議・報告に関する内規に従い、年次の経営計画及び設備投資計画、新規子会社・拠点の設立含む事業戦略や株主資本政策について審議しているほか、海外子会社の業績状況を効率的に報告する仕組みや組織体制について報告を受け、業務の執行状況を監督しております。とりわけ、グループ経営に関する今後の課題については、四半期ごとに連結決算の結果を踏まえて、社外取締役各位から意見や助言をいただき、当社グループの企業価値向上に資する取組について検討しました。

オ. 指名・報酬委員会の活動状況

当該事業年度において当社は指名・報酬委員会を計8回開催しており、各委員の出席状況は次のとおりであります。

氏名			開催回数	出席回数
委員長	社外取締役	秋山 洋	8	8
委員	社外取締役	井植 敏雅		8
委員	社外取締役	山本 操司		8
委員	社外取締役	上田 理恵子		8
委員	代表取締役	原田 耕太郎		8

指名・報酬委員会は、取締役候補の選定、監査等委員でない取締役の個人別報酬等の額、監査等委員でない取締役の報酬限度額改定、サクセッションプラン、業務執行体制及び執行役員候補者の選定、執行役員の報酬方針について検討し、求められた案件につき、取締役会に答申いたしました。

(2) 【役員の状況】

ア. 役員一覧

2025年6月23日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は以下のとおりです。

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役CEO (最高経営責任者)	原 田 耕太郎	1961年10月2日生	1984年4月 ㈱大和銀行(現㈱りそな銀行)入行 1997年7月 当社入社 1998年8月 当社社長室長 1999年6月 当社取締役 2000年8月 当社社長室長兼営業本部副本部長 2001年6月 当社常務取締役 当社営業本部長 2004年6月 当社代表取締役専務 2006年6月 当社代表取締役社長 当社執行役員社長 2023年4月 当社代表取締役CEO(最高経営責任者)(現在)	(注)3	845
取締役副CEO (副最高経営責任者)	ジェラルド アッシュ	1966年2月19日生	1988年8月 Weir Pumps Ltd 入社 2003年1月 当社入社 2007年4月 当社TGTヨーロッパ・リージョナル ディレクター 2010年4月 当社常務執行役員海外営業本部長 2019年4月 当社執行役員副社長 2023年4月 当社副CEO(副最高経営責任者) 2023年6月 当社取締役副CEO(副最高経営責任者)(現在)	(注)3	-
取締役共同COO (共同最高執行責任者)	アリスター フレット	1970年7月25日生	1991年8月 Weir Pumps Ltd 入社 2004年5月 当社入社 2009年4月 当社海外営業本部副本部長 2011年4月 Torishima Service Solutions FZCO 社長 2015年4月 当社執行役員兼Torishima Service Solutions FZCO社長兼中東支店中東 営業部長 2018年4月 当社常務執行役員 海外本部副本部 長 2019年4月 当社専務執行役員 海外本部長 2023年4月 当社共同COO(共同最高執行責任者) 海外本部長及び生産本部・情報シ ステム室管掌 2023年6月 当社取締役共同COO(共同最高執行責 任者)海外本部長及び生産本部・情 報システム室管掌 2024年4月 当社取締役共同COO(共同最高執行責 任者)海外本部・生産本部・情報シ ステム室管掌 2025年4月 当社取締役共同COO(共同最高執行責 任者)(現在)	(注)3	34

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役共同COO (共同最高執行責任者)	羽 牟 幸一郎	1967年12月7日生	1991年4月 当社入社 2009年4月 当社TGT技術部長 2011年3月 当社アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長 2012年4月 当社執行役員アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長 2013年4月 当社執行役員技術本部長 2015年4月 当社常務執行役員技術本部長 2016年4月 当社常務執行役員技術本部長兼研究開発部長 2017年6月 当社取締役 2019年4月 当社専務執行役員経営企画室長兼技術本部長兼研究開発部長 2019年6月 当社代表取締役 2020年4月 当社専務執行役員経営企画室長兼サポート本部長 2023年4月 当社取締役共同COO(共同最高執行責任者)技術本部長及び社会システム本部・産業本部・品質マネジメント部管掌 2024年4月 当社取締役共同COO(共同最高執行責任者)技術本部長及び事業開発統括本部・社会システム本部・産業本部・品質マネジメント部管掌 2025年4月 当社取締役共同COO(共同最高執行責任者)(現在)	(注) 3	361
取締役	井 植 敏 雅	1962年12月3日生	1989年4月 三洋電機㈱入社 1996年6月 同社取締役 2002年6月 同社代表取締役副社長 2005年6月 同社代表取締役社長 2007年6月 同社特別顧問 2010年2月 ㈱LIXILグループ執行役員副社長 2011年4月 ㈱LIXIL取締役執行役員副社長 2016年6月 ㈱LIXILグループ取締役 2017年7月 同社顧問 2018年6月 ㈱エンプラス 社外取締役(監査等委員)(現在) 2019年8月 宝印刷㈱(現 ㈱TAKARA & COMPANY) 社外取締役(現在) 2020年6月 当社社外取締役(監査等委員) 2020年6月 亀田製菓㈱ 社外取締役(現在) 2022年6月 当社社外取締役(現在)	(注) 3	41
取締役	上 田 理恵子	1961年12月18日生	1984年4月 ダイキン工業㈱入社 2001年8月 ㈱マザーネット代表取締役社長 (現在) 2016年4月 追手門学院大学客員教授(現在) 2022年6月 (株)奥村組社外取締役(現在) 当社社外取締役(現在)	(注) 3	17
取締役 (常勤監査等委員)	角 治 壽	1954年2月27日生	1977年4月 当社入社 2004年7月 当社総務部長 2006年6月 当社人事部長 2009年4月 当社人事総務部長 2012年4月 当社執行役員人事総務部長 2013年4月 当社執行役員管理本部長 2015年4月 当社執行役員東京支社長 2017年4月 当社執行役員管理本部長 2019年4月 当社参与(監査等委員会事務担当) 2021年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現在)	(注) 5	72

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (常勤監査等委員)	安 陪 裕 二	1965年9月24日生	1988年4月 (株)大和銀行(現りそな銀行)入行 2004年2月 (株)りそな銀行熊取支店長 2014年7月 (株)りそなホールディングス コンプライアンス統括部長 2019年4月 (株)埼玉りそな銀行社外監査役 2019年6月 (株)埼玉りそな銀行社外取締役 (監査等委員) 2022年4月 (株)関西みらい銀行社外監査役 2023年6月 当社社外取締役(常勤監査等委員) (現在)	(注)5	13
取締役 (監査等委員)	秋 山 洋	1969年8月6日生	1994年4月 弁護士登録 大阪弁護士会所属 御堂筋法律事務所(現 弁護士法人 御堂筋法律事務所)入所 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現在) 2020年4月 弁護士法人御堂筋法律事務所代表社 員弁護士(現在) 2021年3月 サンスター(株) 社外監査役(現在)	(注)4	89
取締役 (監査等委員)	山 本 操 司	1960年2月6日生	1982年4月 陽光監査法人(現EY新日本有限責 任監査法人)入所 1985年3月 公認会計士登録 2008年7月 同法人シニアパートナー 2020年7月 公認会計士山本操司事務所開業 (現在) 2021年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現在) 2024年6月 (株)駒井ハルテック社外監査役 (現在)	(注)5	29
計					1,505

- (注)1 取締役 井植 敏雅氏、上田 理恵子氏、安陪 裕二氏、秋山 洋氏及び山本 操司氏は、社外取締役であります。
- 2 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
議長 角 治壽氏、委員 安陪 裕二氏、委員 秋山 洋氏、委員 山本 操司氏
- 3 取締役(監査等委員を除く)の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 取締役(監査等委員)秋山 洋氏の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 取締役(監査等委員)角 治壽氏、安陪 裕二氏、山本 操司氏の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社は、法令に定める取締役(監査等委員)の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役(監査等委員)1名を選任しております。
補欠取締役(監査等委員)の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
中 川 美 佐	1972年10月21日生	2000年4月 弁護士登録 名古屋弁護士会(現 愛 知県弁護士会)所属 2005年2月 弁護士登録換え 大阪弁護士会所属 関西中央法律事務所入所(現在) 2017年10月 大阪弁護士会綱紀委員(現在) 2018年6月 (株)サイネックス 社外取締役(監査等 委員)(現在) 2019年6月 当社補欠取締役(監査等委員)(現 在)	(注)	-

- (注) 補欠取締役(監査等委員)の任期は、就任した時から退任した取締役(監査等委員)の任期満了の時までであります。

2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「監査等委員でない取締役7名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は以下の通りとなる予定です。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しています。

男性 9名 女性 2名 (役員のうち女性の比率18.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役CEO (最高経営責任者)	原 田 耕太郎	1961年10月2日生	1984年4月 ㈱大和銀行(現㈱りそな銀行)入行 1997年7月 当社入社 1998年8月 当社社長室長 1999年6月 当社取締役 2000年8月 当社社長室長兼営業本部副本部長 2001年6月 当社常務取締役 当社営業本部長 2004年6月 当社代表取締役専務 2006年6月 当社代表取締役社長 当社執行役員社長 2023年4月 当社代表取締役CEO(最高経営責任者)(現在)	(注)3	845
取締役副CEO (副最高経営責任者)	ジェラルド アッシュ	1966年2月19日生	1988年8月 Weir Pumps Ltd 入社 2003年1月 当社入社 2007年4月 当社TGTヨーロッパ・リージョナル ディレクター 2010年4月 当社常務執行役員海外営業本部長 2019年4月 当社執行役員副社長 2023年4月 当社副CEO(副最高経営責任者) 2023年6月 当社取締役副CEO(副最高経営責任者)(現在)	(注)3	-
取締役共同COO (共同最高執行責任者)	アリスター フレット	1970年7月25日生	1991年8月 Weir Pumps Ltd 入社 2004年5月 当社入社 2009年4月 当社海外営業本部副本部長 2011年4月 Torishima Service Solutions FZCO 社長 2015年4月 当社執行役員兼Torishima Service Solutions FZCO社長兼中東支店中東 営業部長 2018年4月 当社常務執行役員 海外本部副本 部長 2019年4月 当社専務執行役員 海外本部長 2023年4月 当社共同COO(共同最高執行責任者) 海外本部長及び生産本部・情報シ ステム室管掌 2023年6月 当社取締役共同COO(共同最高執行責 任者)海外本部長及び生産本部・情 報システム室管掌 2024年4月 当社取締役共同COO(共同最高執行責 任者)海外本部・生産本部・情報シ ステム室管掌 2025年4月 当社取締役共同COO(共同最高執行責 任者)(現在)	(注)3	34

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役共同COO (共同最高執行責任者)	羽 牟 幸一郎	1967年12月7日生	1991年4月 当社入社 2009年4月 当社TGT技術部長 2011年3月 当社アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長 2012年4月 当社執行役員アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長 2013年4月 当社執行役員技術本部長 2015年4月 当社常務執行役員技術本部長 2016年4月 当社常務執行役員技術本部長兼研究開発部長 2017年6月 当社取締役 2019年4月 当社専務執行役員経営企画室長兼技術本部長兼研究開発部長 2019年6月 当社代表取締役 2020年4月 当社専務執行役員経営企画室長兼サポート本部長 2023年4月 当社取締役共同COO(共同最高執行責任者)技術本部長及び社会システム本部・産業本部・品質マネジメント部管掌 2024年4月 当社取締役共同COO(共同最高執行責任者)技術本部長及び事業開発統括本部・社会システム本部・産業本部・品質マネジメント部管掌 2025年4月 当社取締役共同COO(共同最高執行責任者)(現在)	(注)3	361
取締役常務執行役員 産業本部長	昼 沢 義 則	1961年8月8日生	2002年4月 当社入社 2010年4月 当社営業本部東京支社東京第三営業部長 2014年4月 当社営業本部東京支社副支社長 2016年7月 当社営業本部産業統括部長 2018年4月 当社執行役員産業本部長 2019年4月 当社常務執行役員産業本部長 (現在) 2025年6月 当社取締役(現在)	(注)3	123
取締役	井 植 敏 雅	1962年12月3日生	1989年4月 三洋電機(株)入社 1996年6月 同社取締役 2002年6月 同社代表取締役副社長 2005年6月 同社代表取締役社長 2007年6月 同社特別顧問 2010年2月 (株)LIXILグループ執行役員副社長 2011年4月 (株)LIXIL取締役執行役員副社長 2016年6月 (株)LIXILグループ取締役 2017年7月 同社顧問 2018年6月 (株)エンプラス 社外取締役(監査等委員)(現在) 2019年8月 宝印刷(株)(現 (株)TAKARA & COMPANY) 社外取締役(現在) 2020年6月 当社社外取締役(監査等委員) 2020年6月 亀田製菓(株) 社外取締役(現在) 2022年6月 当社社外取締役(現在)	(注)3	41
取締役	上 田 理恵子	1961年12月18日生	1984年4月 ダイキン工業(株)入社 2001年8月 (株)マザーネット代表取締役社長 (現在) 2016年4月 追手門学院大学客員教授(現在) 2022年6月 (株)奥村組社外取締役(現在) 当社社外取締役(現在)	(注)3	17

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (常勤監査等委員)	安 陪 裕 二	1965年9月24日生	1988年4月 (株)大和銀行(現りそな銀行) 入行 2004年2月 (株)りそな銀行熊取支店長 2014年7月 (株)りそなホールディングス コンプライアンス統括部長 2019年4月 (株)埼玉りそな銀行社外監査役 2019年6月 (株)埼玉りそな銀行社外取締役 (監査等委員) 2022年4月 (株)関西みらい銀行社外監査役 2023年6月 当社社外取締役(常勤監査等委員) (現在)	(注) 5	13
取締役 (監査等委員)	秋 山 洋	1969年8月6日生	1994年4月 弁護士登録 大阪弁護士会所属 御堂筋法律事務所(現 弁護士法人 御堂筋法律事務所)入所 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現在) 2020年4月 弁護士法人御堂筋法律事務所代表社 員弁護士(現在) 2021年3月 サンスター(株) 社外監査役(現在)	(注) 4	89
取締役 (監査等委員)	山 本 操 司	1960年2月6日生	1982年4月 陽光監査法人(現EY新日本有限責 任監査法人)入所 1985年3月 公認会計士登録 2008年7月 同法人シニアパートナー 2020年7月 公認会計士山本操司事務所開業 (現在) 2021年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現在) 2024年6月 (株)駒井ハルテック社外監査役(現在)	(注) 5	29
取締役 (監査等委員)	入 江 千香子	1972年3月8日生	1996年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査 法人トーマツ)入所 2000年4月 公認会計士登録 2013年7月 金融庁 公認会計士・監査審査会 公認会計士監査検査官 2016年7月 有限責任監査法人トーマツ 2019年7月 同所 マネージングディレクター 2023年7月 入江公認会計士事務所代表(現在) 2024年5月 わらべや日洋ホールディングス(株) 監査等委員である社外取締役(現在) 2025年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現在)	(注) 5	-
計					1,556

- (注) 1 取締役 井植 敏雅氏、上田 理恵子氏、安陪 裕二氏、秋山 洋氏、山本 操司氏及び入江 千香子氏は、社外取締役であります。
- 2 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
議長 安陪 裕二氏、委員 秋山 洋氏、委員 山本 操司氏、委員 入江 千香子氏
- 3 取締役(監査等委員を除く)の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 取締役(監査等委員)秋山 洋氏の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 取締役(監査等委員)安陪 裕二氏、山本 操司氏、入江 千香子氏の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

イ. 社外役員の状況

当社の社外取締役の状況は次のとおりです。

当社の社外取締役は6名であります。社外取締役である井植 敏雅氏、上田 理恵子氏、安陪 裕二氏、秋山 洋氏、山本 操司氏及び入江 千香子氏の兼職状況については、「ア. 役員一覧」に記載のとおりであります。

なお、井植 敏雅氏の兼職先であります株式会社エンプラス及び亀田製菓株式会社と当社とは特別な関係はありません。また、(株)TAKARA & COMPANYは、同社の子会社である宝印刷(株)及び(株)サイマル・インターナショナルを通じて当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

上田 理恵子氏の兼職先であります(株)奥村組及び追手門学院大学と当社とは特別な関係はありません。また、(株)マザーネットは、当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

秋山 洋氏の兼職先でありますサンスター株式会社と当社とは特別な関係はありません。また、弁護士法人御堂筋法律事務所は当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

山本 操司氏の兼職先であります公認会計士山本操司事務所及び(株)駒井ハルテックと当社とは特別な関係はありません。

入江 千香子氏の兼職先であります入江公認会計士事務所及びわらべや日洋ホールディングス(株)と当社とは特別な関係はありません。

当社は、社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に基づき、経歴や当社との関係を踏まえた上で、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断し、その独立性を担保しております。なお、当社は、安陪 裕二氏を除く社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

また、6氏と当社との間には、人的、資金的、取引、その他の利害関係において特筆すべき事項はなく、社外取締役である井植 敏雅氏、上田 理恵子氏、安陪 裕二氏、秋山 洋氏、山本 操司氏及び入江 千香子氏の当社株式の保有状況は「ア. 役員一覧」に記載のとおりであります。

なお、当社は、社外取締役の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

当社は、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行える社外取締役を選任し、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えております。その上で監査等委員会の機能を有効に活用しながら、株主からの負託を受けた実効性のある経営監視によるガバナンス体制を維持しております。

ウ. 社外取締役（監査等委員）による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役（監査等委員）は監査等委員会における監督又は監査業務を行うにあたり、内部監査を担当する内部監査室とその監査計画立案時や監査結果について定期的に意見交換を行うとともに、会計監査人も定期的に意見交換を行い、相互連携をとっております。また内部統制部門に対する業務監査等により、適宜監督及び監査に必要な情報を入手しております。

(3) 【監査の状況】

ア. 監査等委員会監査の状況

(ア) 監査等委員会の構成

(2) 役員の状況 ア. 役員一覧 イ. 社外役員の状況を参照願います。

(イ) 監査等委員である取締役の取締役会・監査等委員会への出席状況

a. 取締役会への出席状況

当事業年度において取締役会を8回開催しており、個々の監査等委員である取締役の出席状況は、次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
角 治壽	8回	8回
安陪 裕二	8回	8回
秋山 洋	8回	8回
山本 操司	8回	8回

各氏は、取締役会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営全般にわたって発言を行っております。

b. 監査等委員会への出席状況

当事業年度において監査等委員会を15回開催しており、個々の監査等委員である取締役の出席状況は、次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
角 治壽	15回	15回
安陪 裕二	15回	15回
秋山 洋	15回	15回
山本 操司	15回	15回

各氏は、監査等委員会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

(ウ) 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、監査等委員会規則に従い議長及び常勤の監査等委員の選定を行い、その運営を行っております。

監査等委員会は、その監査方針に基づき決定した年間監査計画に基づき、調査権限を付与する監査等委員の選定を行い、業務分担を定めてその監査を実施しております。当期の監査等委員会における具体的な検討内容は、取締役の不正行為、法令・定款違反の監査、内部統制構築・運用状況の監査、会社財産の保全・管理状況、年度計画の遂行状況、子会社管理状況、会計監査人の監査状況です。

常勤の監査等委員である取締役と社外取締役は、監査計画の審議及び監査結果についての意見交換、取締役会への出席・意見陳述、CEO及びCOOとの意見交換、業務分担に基づいた執行役員・部門長、子会社役員等へのヒアリング、会計監査人とのコミュニケーション、内部監査室からの内部監査結果の報告聴取等を実施し、取締役（監査等委員であるものを除く）の選任議案及び報酬についての意見陳述権行使要否についての審議、会計監査人の報酬の妥当性、会計監査人の評価を踏まえての会計監査人の解任・不再任に関する意見の決定に関する審議等を行いました。

常勤の監査等委員は、加えて経営会議・品質委員会・環境委員会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書・重要な契約書・議事録等の重要書類の閲覧、棚卸資産等の重要な財産の確認、内部監査室との連携を図るための定例会議開催、会社の無償の利益供与に関する監査、企業情報開示についてのレビュー、会計監査人の報酬・評価等に関する情報収集等を行いました。

イ. 内部監査の状況

当社は、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを内部監査により確認しております。内部監査部門として、企業グループ全体を監査対象とする内部監査室を設置し、専任スタッフ(4名)及び必要に応じて各部署より選抜された複数の兼務者(11名)を置いて、年間計画に基づき、重要な子会社を含む社内各部署の業務活動における法令、会社方針、計画等の遵守状況及び業務活動の適正性・効率性について内部監査を実施し、業務の改善に向けた具体的な助言・勧告を行うとともに、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備・運用状況の有効性評価を定期的実施しております。

内部監査室は、当社を含むグループを被監査部署とした内部監査計画・結果及び内部統制の状況等を定期的に監査等委員会宛てに報告しております。また、常勤監査等委員とは定期及び随時の情報交換会等を実施しております。これらにより最新のリスク情報等を適時に共有・活用し、内部監査の実効性を高めております。また、取締役会に対しても内部監査計画及び監査結果を報告しております。

監査等委員会及び内部監査室は、会計監査人である監査法人と定期及び随時に緊密な連携を図っており、各種監査結果、監査法人が把握した内部統制の状況に加えリスクの評価等に関する情報及び意見の交換を行っております。

ウ. 会計監査の状況

(ア) 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(イ) 継続監査期間

1968年4月以降

(ウ) 監査を執行した公認会計士

藤川 賢
伊藤 穰

(エ) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名、公認会計士試験合格者3名、その他12名

(オ) 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会において、会計監査人の評価及び選定に関する基準を設定しております。

選定基準においては、会社法上の欠格事由に該当しないこと、品質管理体制・独立性・監査チームの編成・監査計画のリスク勘案等に問題がないことをその選定方針としております。

また監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めており、同委員会は会社法第340条第5項に基づき、会計監査人が同法第340条第1項各号の解任事由に該当する場合、協議の上監査等委員である取締役全員の同意により解任いたします。また同委員会は、その他当社についての監査業務に支障が生じると認められる場合あるいはより適正な監査のために会計監査人を変更することが妥当と判断した場合には、会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する株主総会への提出議案の内容を決定いたします。

監査等委員会としては、現在の会計監査人はこれらの基準及び方針に照らし問題が無いと判断しております。

(カ) 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は会計監査人の評価基準を設定しており、この基準に基づき会計監査人の評価を実施しております。評価基準としては、品質管理体制・独立性・監査チームの職業的専門性・監査計画のリスク勘案・監査等委員会や経営者等とのコミュニケーション・不正リスク対応等に問題が無いかを設定しており、これらの各項目ごとに細分化したチェック項目を設け評価を実施しております。この結果、監査等委員会として現在の会計監査人はこれらの評価基準に照らし問題が無いと判断しております。

エ. 監査報酬の内容等

(ア) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	47	-	49	-
連結子会社	-	-	-	-
計	47	-	49	-

(イ) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Deloitte Touche Tohmatsu)に対する報酬(アを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	1	-	1
連結子会社	-	0	-	0
計	-	2	-	2

提出会社及び連結子会社における、非監査業務の内容は、税務アドバイザー業務、個人所得税の申告に関する業務等であります。

(ウ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度及び当連結会計年度において、該当事項はありません。

(エ) 監査報酬の決定方針

監査日数、特性、同水準の企業の状況等を勘案した上で決定しております。

(オ) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の従前の職務執行実績及び報酬実績を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等を検討した上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4)【役員の報酬等】

ア. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 報酬プログラム

当社の取締役の報酬は、金銭報酬を中心とする基本報酬及び株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬から構成され、当社の企業価値の持続的な向上を図ることを目指しております。

監査等委員でない取締役の報酬等については、定員7名以内とし、基本報酬の報酬限度額を「年額500,000千円以内」、譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬限度額を「年額50,000千円以内」（ただし、いずれも使用人兼務取締役の使用人給与を含まない）としております。基本報酬及び譲渡制限付株式報酬の限度額（年額）については、グローバル経営をさらに推進していくため、また、取締役会の多様性を確保するため、海外事業に精通した外国籍の監査等委員でない取締役（業務執行取締役）を追加することを理由に、株主総会（2023年6月28日開催第142回定時株主総会）の決議に基づき増額しました。さらに、基本報酬の報酬限度額については、グローバル人材の今後の増員に備え、また、昨今の円安傾向の状況を踏まえて、株主総会（2024年6月26日開催第143回定時株主総会）の決議に基づき増額しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、定員5名以内とし、株主総会（2015年6月26日開催第134回定時株主総会）及び株主総会（2018年6月28日開催第137回定時株主総会）の各決議に基づき、基本報酬の報酬限度額を「年額600万円以内」、譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬限度額を「年額600万円以内」としております。

b. 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬

取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、個々の取締役の報酬決定については、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、以下のとおりであります。

取締役の基本報酬は、月次の固定額である金銭報酬等とし、役員報酬の統計情報、従業員給与の水準等を考慮した上で、前年度の営業利益、経常利益等の業績を勘案し、その対象者の役位、職務内容、業務遂行の結果に基づき、総合的に決定します。

非金銭報酬等については、その内容を譲渡制限付株式とし、毎年、7月に付与します。当社が付与する当該株式の数は、月次の基本報酬を基礎として役職別に規定された係数を乗じて算出した金額を基に決定します。ただし、海外居住の取締役及びその可能性のある取締役は、譲渡制限付株式の交付対象外とします。

非金銭報酬等支給対象者の金銭報酬と非金銭報酬等の割合については、金銭報酬8～9割、非金銭報酬等1～2割を一つの目安とし、職位が高い者ほど非金銭報酬等の割合が高くなるよう設定し、より強いインセンティブが働くような仕組みにしています。

個人別の報酬額決定に際しては、取締役会での決定に先立ち、取締役会は独立社外取締役がその過半数を占める指名・報酬委員会へ諮問します。指名・報酬委員会は、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に基づき個人別の報酬等を審議して報酬案を決定し、最終的に取締役会が当該委員会の答申結果を踏まえて決定する仕組みとしており、報酬決定プロセスの透明性や客観性を事前に確認できるようにしています。

なお、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、対象事業年度の経営実績及び各人の管掌における職責遂行状況から判断した結果、妥当であることから、2024年6月開催の取締役会において当該方針に沿うものであると判断しております。

c. 監査等委員である取締役の報酬

(イ)基本報酬としての金銭報酬、(ロ)株主との一層の価値共有を進めることを目的とする株式報酬としております。(イ)に関しては他社の取締役（監査等委員）の報酬に関する統計情報を考慮して、その対象者の役位、職務内容に基づき、(ロ)に関しては各年度における対象者各自の報酬額を基礎として、一定の算式により算出して、監査等委員会において協議し報酬額を決定します。

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社 外取締役を除く)	281	252	28	5
監査等委員 (社外取締役を除く)	17	16	1	1
社外役員	65	59	5	5

(注) 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ウ. 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総 額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)			
				固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等
ジェラルド アッシュ	136	取締役(監査 等委員及び 社外取締 役を除く)	提出会社	76	-	-	-
		取締役	TORISHIMA EUROPE (注2)	42	-	-	-
		取締役	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (注3)	-	18	-	-

- (注) 1. ジェラルド アッシュに対する非金銭報酬等はありません。
2. 現地通貨で支給しており、円換算には期中平均レートを使用しております。
3. 現地通貨で支給しており、円換算には期末日レートを使用しております。

(5) 【株式の保有状況】

ア. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、資産運用として保有する株式は純投資目的である投資株式とし、事業展開において取引関係の維持を図ることが当社の事業価値を高める上で有意義であると判断した場合に保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(ア) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、社会基盤を支えるインフラ向けの製品を主力としており、公共及び民間事業の分野において確かな品質を備えた製品を安定的に供給することにより、中長期的な事業価値を高め、持続的な成長の実現が可能になると考えます。そのためには、経営の安定性及び堅実性を確保することが必要であり、これらを保持する手段の一つとして、当社は、純投資目的以外の目的である投資株式（以下、「政策保有株式」という。）を当社の連結純資産に対して約2割を上限に保有することとしています。具体的には、当社の主要金融機関との取引を安定的に行うために必要であると判断する場合、当社の事業戦略上、発行会社とのノウハウ共有等により当社の収益増強につながると見込まれる場合、発行会社の株式を保有するに至った背景と長年にわたる取引関係の事情を踏まえて、今後も保有を継続することが当社の経営上望ましいと判断する場合に政策保有株式を保有することとしています。なお、当該政策保有株式につき当社が議決権を行使する際には、当社の事業価値を増強するものであるか否かを判断基準としております。

当該政策保有株式の個別銘柄の保有継続については、毎年3月若しくは4月に開催される取締役会で以下に記載する点を含めて総合的に勘案し、合理性の検証を行います。合理性が欠けると判断した場合は、発行会社との関係や市場環境等を考慮した上で縮減することも含めて是非を判断します。

定量面では、保有期間を考慮した含み益、年間受取配当金額、配当利回りを、また、定性面では、上記から掲げる判断基準に照らして合理性を判断しています。

2025年4月10日に開催した取締役会において、コーポレート・ガバナンスを担当する総務部長が「特定投資株式一覧」を提示し、定性面での合理性に疑問が付された1銘柄については、売却方針を示すとともに、当該1銘柄を除く15銘柄の定量・定性面について現状の評価判断を示しました。その結果、取締役会は、定量面では全銘柄につき経済的合理性を確認し、保有継続の効果を認めました。また、政策保有株式の総保有額の割合が、直近連結純資産額に対し2割以内に収まっており、縮減傾向にあることから、基本方針に合致していることを確認しました。

(イ) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	15	9,050

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	379

(注) (株)三井住友フィナンシャルグループの株式は、株式分割により、106,720株から320,160株に株数は増加しましたが、その後96,000株を売却したため、期末においては224,160株となっております。

(ウ) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
フジテック(株)	550,000	550,000	発行会社とのポンプ等資機材の受注、昇降機等の受給・メンテナンス等の取引関係の維持の他、地元企業間の地域情報収集のため。当期配当金107百万円	有
	3,248	2,086		
(株)タクマ	783,600	783,600	ごみ焼却プラントやバイオマス発電等におけるポンプ等の資機材の受注強化を進めてきた経緯があり、長期にわたるより良好な協力関係を維持・強化することが、収益増、ひいては、中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、保有しています。近年では、当社のTR-COMの協業先として、情報共有・ノウハウ開発によりメンテナンス分野における新規事業を開拓していく上で更なる提携を進めています。収益面では、同社に対する売上は、昨年度比約3割落ち込みましたが、概して過去5年間で堅調に推移しております。今後、ごみ処理プラントやバイオマス発電分野の最終顧客の課題解決において、メンテナンスサービスの提案などを発行会社と共に進めていくため、さらなる関係強化を見込んでおります。当期配当金40百万円	有
	1,437	1,491		
三精テクノロジーズ(株)	801,500	801,500	発行会社とのポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の維持の他、地元企業間の地域情報収集のため。当期配当金36百万円	有
	1,037	1,017		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	224,160	106,720	主要取引金融機関である発行会社傘下の(株)三井住友銀行から長年にわたる資金調達の実績があり、今後も事業促進において当該金融機関から円滑な資金調達を必要とするため。当期配当金33百万円	有
	850	950		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)りそなホールディングス	768,300	768,300	主要取引金融機関である発行会社傘下の(株)りそな銀行から長年にわたる資金調達の実績及び人的交流があり、今後も事業促進において当該金融機関から円滑な資金調達及び人的交流を通じた情報収集を必要とするため。当期配当金17百万円	有
	988	730		
(株)日阪製作所	452,000	452,000	発行会社とのポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の維持の他、地元企業間の地域情報収集のため。当期配当金19百万円	有
	447	460		
(株)ダイヘン	40,000	40,000	発行会社とのポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の維持の他、地元企業間の地域情報収集のため。当期配当金6百万円	有
	253	371		
(株)栗本鐵工所	74,900	74,900	当社の主力製品であるポンプ機器の一部品であるバルブ等の資機材を発行会社から安定調達を行うことにより、当社のポンプ事業を安定的かつ円滑に遂行するため。当期配当金16百万円	有
	341	304		
京阪神ビルディング(株)	125,000	125,000	発行会社との、ポンプ等資機材の受注等の取引関係の維持の他、地元企業間の地域情報収集のため。当期配当金4百万円	有
	170	204		
(株)佐賀銀行	42,273	42,273	発行会社から長年にわたる資金調達の実績があり、今後も事業促進において当該金融機関から円滑な資金調達を必要とするため。当期配当金3百万円	有
	97	90		
中外炉工業(株)	14,000	14,000	発行会社とのポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の維持のほか、地元企業間の地域情報収集のため。当期配当金1百万円	有
	51	43		
ケイヒン(株)	20,000	20,000	当社の海外向け事業において、発行会社は輸出入業務を担う取引先として長年の実績があり、安定的取引関係を維持するため。当期配当金1百万円	有
	47	40		
三京化成(株)	11,500	11,500	発行会社とのポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の維持の他、地元企業間の地域情報収集のため。当期配当金1百万円	有
	38	37		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)池田泉州ホールディングス	56,724	56,724	主要取引金融機関である発行会社傘下の(株)池田泉州銀行から長年にわたる資金調達の実績があり、今後も事業促進において当該金融機関から円滑な資金調達を必要とするため。当期配当金0百万円	有
	24	22		
(株)千葉銀行	11,000	11,000	発行会社から長年にわたる資金調達の実績があり、今後も事業促進において当該金融機関から円滑な資金調達を必要とするため。当期配当金0百万円	有
	15	13		

(注) 1. みなし保有株式は該当ありません。

2. 定量的な保有効果については記載が困難なため、その保有の合理性について保有目的、配当金額などを総合的に勘案して検証し判断をいたしております。

ウ. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	26	170	26	170
非上場株式以外の株式	1	17	2	1,201

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	6	1	(注)
非上場株式以外の株式	10	1,020	9

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、市場価格のない株式等であることから、「評価損益の合計額」は記載してありません。

エ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	変更した事業年度	変更の理由及び変更後の保有又は売却に 関する方針
(株)ミロク	115,400	129	2025年3月期	当社の経営の安定性や堅実性に資するか否かの有無を再検討した結果、純投資の性格が強いと判断し、売却を視野に検討する。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適切な開示資料を作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、早期の情報収集と検討を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,402	17,115
受取手形、売掛金及び契約資産	1,735,421	1,38,974
商品及び製品	5,403	5,417
仕掛品	5,12,564	5,17,819
原材料及び貯蔵品	2,943	3,011
前渡金	1,866	1,977
その他	2,746	2,754
貸倒引当金	990	879
流動資産合計	68,357	81,190
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	16,121	16,718
減価償却累計額	7,030	7,616
建物及び構築物(純額)	2,9,091	2,9,101
機械装置及び運搬具	3,13,061	3,15,151
減価償却累計額	10,394	11,397
機械装置及び運搬具(純額)	2,667	3,754
工具、器具及び備品	4,533	4,414
減価償却累計額	4,087	3,856
工具、器具及び備品(純額)	446	558
土地	2,786	2,909
リース資産	3,188	4,017
減価償却累計額	725	1,231
リース資産(純額)	2,2,462	2,2,785
建設仮勘定	540	918
有形固定資産合計	17,993	20,029
無形固定資産	3,672	3,974
投資その他の資産		
投資有価証券	4,11,526	4,10,463
長期貸付金	25	25
退職給付に係る資産	2,652	2,473
繰延税金資産	111	123
その他	1,220	1,247
貸倒引当金	1,000	905
投資その他の資産合計	14,536	13,428
固定資産合計	33,202	34,431
資産合計	101,560	115,621

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,845	14,520
短期借入金	6,561	6,524
未払法人税等	1,324	620
契約負債	6,542	6,541
賞与引当金	1,119	1,021
製品保証引当金	1,215	1,002
工事損失引当金	900	1,269
その他	6,073	5,840
流動負債合計	34,634	37,338
固定負債		
長期借入金	6,921	6,162
繰延税金負債	2,476	2,866
役員退職慰労引当金	7	-
退職給付に係る負債	400	428
その他	2,197	2,366
固定負債合計	14,294	21,865
負債合計	48,928	59,204
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,592	1,592
資本剰余金	6,369	6,424
利益剰余金	38,546	40,917
自己株式	1,863	1,802
株主資本合計	44,644	47,132
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,344	4,363
繰延ヘッジ損益	999	480
為替換算調整勘定	2,955	4,021
退職給付に係る調整累計額	1,283	917
その他の包括利益累計額合計	7,584	8,822
新株予約権	77	72
非支配株主持分	326	390
純資産合計	52,632	56,417
負債純資産合計	101,560	115,621

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	1 81,103	1 86,501
売上原価	2, 3 57,959	2, 3 62,959
売上総利益	23,143	23,542
販売費及び一般管理費	3, 4 16,321	3, 4 18,093
営業利益	6,822	5,449
営業外収益		
受取利息	89	127
受取配当金	479	307
持分法による投資利益	201	76
受取賃貸料	115	114
受取保険金	3	3
固定資産売却益	170	31
その他	317	483
営業外収益合計	1,377	1,145
営業外費用		
支払利息	135	204
為替差損	1,638	1,711
固定資産除却損	54	10
その他	74	128
営業外費用合計	1,901	2,054
経常利益	6,297	4,540
特別利益		
投資有価証券売却益	2,072	1,331
関係会社株式売却益	-	36
段階取得に係る差益	238	-
特別利益合計	2,310	1,367
特別損失		
固定資産処分損	5 125	-
特別損失合計	125	-
税金等調整前当期純利益	8,482	5,908
法人税、住民税及び事業税	1,985	1,515
法人税等調整額	177	239
法人税等合計	2,162	1,754
当期純利益	6,320	4,153
非支配株主に帰属する当期純利益	94	85
親会社株主に帰属する当期純利益	6,225	4,068

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	6,320	4,153
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,485	18
繰延ヘッジ損益	462	518
為替換算調整勘定	945	1,090
退職給付に係る調整額	692	365
持分法適用会社に対する持分相当額	2	0
その他の包括利益合計	1, 2 2,662	1, 2 1,261
包括利益	8,982	5,415
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,871	5,306
非支配株主に係る包括利益	111	109

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,592	6,703	33,871	2,000	40,167
当期変動額					
剰余金の配当			1,550		1,550
親会社株主に帰属する当期純利益			6,225		6,225
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		29		89	118
自己株式の消却		49		49	-
連結範囲の変動		315			315
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	334	4,674	137	4,477
当期末残高	1,592	6,369	38,546	1,863	44,644

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,857	536	2,027	591	4,938	77	339	45,523
当期変動額								
剰余金の配当					-			1,550
親会社株主に帰属する当期純利益					-			6,225
自己株式の取得					-			0
自己株式の処分					-			118
自己株式の消却					-			-
連結範囲の変動					-			315
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,487	462	928	692	2,645	-	13	2,631
当期変動額合計	1,487	462	928	692	2,645	-	13	7,109
当期末残高	4,344	999	2,955	1,283	7,584	77	326	52,632

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,592	6,369	38,546	1,863	44,644
当期変動額					
剰余金の配当			1,605		1,605
親会社株主に帰属する当期純利益			4,068		4,068
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		55		61	117
自己株式の消却					-
連結範囲の変動			90		90
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	55	2,371	60	2,488
当期末残高	1,592	6,424	40,917	1,802	47,132

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,344	999	2,955	1,283	7,584	77	326	52,632
当期変動額								
剰余金の配当					-			1,605
親会社株主に帰属する当期純利益					-			4,068
自己株式の取得					-			0
自己株式の処分					-			117
自己株式の消却					-			-
連結範囲の変動					-			90
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18	518	1,066	365	1,237	4	63	1,296
当期変動額合計	18	518	1,066	365	1,237	4	63	3,785
当期末残高	4,363	480	4,021	917	8,822	72	390	56,417

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8,482	5,908
減価償却費	2,081	2,683
貸倒引当金の増減額（は減少）	296	55
賞与引当金の増減額（は減少）	130	97
製品保証引当金の増減額（は減少）	523	212
工事損失引当金の増減額（は減少）	250	369
退職給付に係る資産の増減額（は増加）	275	43
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	15	364
受取利息及び受取配当金	568	435
支払利息	135	204
段階取得に係る差損益（は益）	238	-
持分法による投資損益（は益）	201	76
投資有価証券売却損益（は益）	2,072	1,367
有形固定資産除売却損益（は益）	9	21
売上債権の増減額（は増加）	2,786	2,942
棚卸資産の増減額（は増加）	1,368	5,017
前渡金の増減額（は増加）	292	23
仕入債務の増減額（は減少）	1,211	2,476
契約負債の増減額（は減少）	296	81
未払金の増減額（は減少）	574	496
その他	623	144
小計	3,739	1,338
利息及び配当金の受取額	564	438
利息の支払額	135	193
法人税等の支払額	1,329	2,251
法人税等の還付額	18	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,857	668
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	649	484
定期預金の払戻による収入	281	1,054
有形固定資産の取得による支出	3,158	4,117
有形固定資産の除却による支出	200	43
有形固定資産の売却による収入	269	46
無形固定資産の取得による支出	149	472
投資有価証券の取得による支出	210	1
投資有価証券の売却による収入	4,631	2,469
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	234	-
その他	154	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	424	1,557

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	33	2,935
長期借入れによる収入	600	8,000
長期借入金の返済による支出	1,736	3,060
自己株式の売却による収入	120	121
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	1,547	1,605
リース債務の返済による支出	412	473
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	317	23
その他	53	46
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,314	5,848
現金及び現金同等物に係る換算差額	870	514
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	837	4,137
現金及び現金同等物の期首残高	11,730	12,831
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	263	115
現金及び現金同等物の期末残高	1 12,831	1 17,083

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 28社

連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

なお、前連結会計年度において非連結子会社であったTORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EGYPT LTD.、TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS TURKIYE POMPA及び(有)久保工業は、重要性が増したことにより当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

当連結会計年度よりTORISHIMA AI YASEAH SERVICE SOLUTIONS LLC.を連結の範囲に含めております。これは、新規設立によりTORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.が株式の96%を取得したためです。

(2) 非連結子会社の名称等

ICI CALDAIE LTD.

上記1 社合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

協和機工株式会社

株式会社肥前風力エネルギー開発

当連結会計年度において、イオスエンジニアリング&サービス(株)の株式全てを売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

なお、(株)肥前風力エネルギー開発は既に解散しておりますが、2025年3月31日時点で清算手続きを継続中であるため、上記持分法適用の関連会社の合計数に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社数及び関連会社数 2社

ICI CALDAIE LTD.

TORISHIMA-AESSEAL JAPAN(株)

上記2社については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	
有限会社久保工業	10月31日	1
西島ポンプ香港有限公司	12月31日	2
TORISHIMA EUROPE LTD.	12月31日	2
西島ポンプ(天津)有限公司	12月31日	2
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	12月31日	2
PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA	12月31日	2
PT.GETEKA FOUNINDO	12月31日	2
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING	12月31日	2
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD.	12月31日	2
THK ENGINEERING SOLUTIONS LTD.	12月31日	2
TORISHIMA (USA) CORPORATION	12月31日	2
TORISHIMA TRADING AND SERVICES WLL.	12月31日	2
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EGYPT LTD.	12月31日	2
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS TURKIYE POMPA	12月31日	2

1 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

2 連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

仕掛品

個別法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

「建物及び構築物」 10～50年

「機械装置及び運搬具」 4～17年

「工具、器具及び備品」 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内による利用可能期間(5年～7年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の実情を考慮して計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

製品保証引当金

プラント工事等における今後の無償保証工事費用の発生に備えるため、過去の実績に基づいて計上しております。

工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注額を超過すると見込まれるものについて計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社における役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

製品販売については、製品に対する物理的占有、所有に伴う重大なリスク及び経済価値の顧客への移転状況といった支配の移転に関する指標を勘案した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは製品の引渡時点であると当社は判断し、当該時点で売上高を認識しております。

また、当社は工事請負契約を顧客と締結しております。当該契約については、当社の履行により他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を当社が有していることから、資産の支配を一定の期間にわたって顧客に移転していると考えております。

このため、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づき、工事期間にわたって売上高を認識しております。なお、当社は、総工事原価の妥当な積算を行うこと、及びこれらの契約に係る進捗度を合理的に見積ることが可能であることから、進捗度の測定についてはインプット法の使用が適切であると考えており、契約ごとの工事原価総額に対する発生工事原価の割合を用いております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- a (ヘッジ手段) 為替予約
(ヘッジ対象) 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- b (ヘッジ手段) 金利スワップ
(ヘッジ対象) 借入金

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

主として、ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の評価を省略しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。ただし、金額の僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(1)見積りの内容

一定期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高

(2)連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上高	19,514	23,494

(3)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

工事契約は、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、予想される工事原価総額に対する発生工事原価の割合によるインプット法に基づき、算定しております。

工事原価総額は、契約ごとの実行予算を使用しており、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更等を都度反映しておりますが、工事施工中の事故・災害の発生等による予定外の費用により工事原価総額の見積りが増減した場合は、当社グループの業績を変動させる可能性があります。

特に、中近東における大型プロジェクト案件（一定の期間にわたり認識された売上高916百万円）においては、製造・据付・完成に至るまで長期に亘ることも多く、当該地域における政治的、経済的な社会情勢の変化や日本国内との慣習の違い等による不確実性もあり、翌連結会計年度に係る連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(株式給付信託(ESOP)における会計処理方法)

当社は、2020年5月26日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブプラン「株式給付信託(ESOP)」を再導入しております。

(1)取引の概要

ESOP信託とは、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり従業員持株会と信託を組み合わせることで、信託ファンドは持株会が将来にわたって購入する株式を一括して確保することができ、合わせて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社が西島製作所従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括に弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に基づき、総額法を適用しております。

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度170百万円、195,800株、当連結会計年度129百万円、149,200株であります。

(3)総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度 - 百万円、当連結会計年度 - 百万円

なお、2020年5月26日開催の取締役会決議に基づく、従業員インセンティブプラン「株式給付信託(ESOP)」は、2025年6月20日をもって、信託期間が満了により終了いたしました。当該信託は、信託収益が発生する見込みであり、期間中に取得した株式数に応じて受益者たる従業員に金銭が分配される予定ですが、有価証券報告書提出日現在、金額等は確定しておりません。

(連結貸借対照表関係)

1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形	1,828百万円	1,800百万円
売掛金	29,738	29,841
契約資産	3,853	7,332
計	35,421	38,974

2 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物及び構築物	182百万円	179百万円
リース資産	67	71
計	249	251

(注) 上記に対する債務はありません。

3 圧縮記帳額

国庫補助金の受入れにより圧縮記帳を行い、連結貸借対照表計上額から控除した額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
機械装置及び運搬具	523百万円	523百万円
無形固定資産	6	6
計	529	529

4 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資有価証券(株式)	2,109百万円	1,084百万円

5 損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る棚卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
商品及び製品	0百万円	1百万円
仕掛品	865	1,161
計	865	1,162

6 財務制限条項

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社の借入金のうち、シンジケートローン及びタームローンによる金銭消費貸借契約2,500百万円については、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社の借入金のうち、シンジケートローン及びタームローンによる金銭消費貸借契約2,500百万円については、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

7 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形	39百万円	- 百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
250百万円	369百万円

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
938百万円	804百万円

4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売手数料	1,489百万円	1,285百万円
荷造運送費	776	1,095
従業員給料手当	5,857	6,803
賞与引当金繰入額	471	432
退職給付費用	171	231
福利・厚生費	762	854
役員退職慰労引当金繰入額	0	0
旅費交通費	715	847
減価償却費	912	1,097
賃借料	725	874
貸倒引当金繰入額	201	165
のれん償却額	71	52

5 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	125百万円	-百万円

(注) 鑄造工場の一部建替に伴う解体工事に係る費用であります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3,552百万円	1,440百万円
組替調整額	1,411	1,331
計	2,140	108
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	666	747
組替調整額	-	-
計	666	747
為替換算調整勘定：		
当期発生額	945	1,090
組替調整額	-	-
計	945	1,090
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	1,165	277
組替調整額	171	259
計	994	537
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	2	0
組替調整額	-	-
計	2	0
法人税等及び税効果調整前合計	3,415	1,408
法人税等及び税効果額	752	147
その他の包括利益合計	2,662	1,261

2 その他の包括利益に関する法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
法人税等及び税効果調整前	2,140百万円	108百万円
法人税等及び税効果額	655	90
法人税等及び税効果調整後	1,485	18
繰延ヘッジ損益：		
法人税等及び税効果調整前	666	747
法人税等及び税効果額	204	228
法人税等及び税効果調整後	462	518
為替換算調整勘定：		
法人税等及び税効果調整前	945	1,090
法人税等及び税効果額	-	-
法人税等及び税効果調整後	945	1,090
退職給付に係る調整額：		
法人税等及び税効果調整前	994	537
法人税等及び税効果額	301	172
法人税等及び税効果調整後	692	365
持分法適用会社に対する持分相当額：		
法人税等及び税効果調整前	2	0
法人税等及び税効果額	-	-
法人税等及び税効果調整後	2	0
その他の包括利益合計		
法人税等及び税効果調整前	3,415	1,408
法人税等及び税効果額	752	147
法人税等及び税効果調整後	2,662	1,261

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	29,112,179	-	66,500	29,045,679
合計	29,112,179	-	66,500	29,045,679
自己株式				
普通株式	2,660,309	410	173,212	2,487,507
合計	2,660,309	410	173,212	2,487,507

(変動事由の概要)

自己株式数の増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 410株

単元未満株式の譲渡による減少 68株

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 66,500株

「株式給付信託(ESOP)」売却による減少 77,300株

譲渡制限付株式報酬の処分による減少 29,344株

なお、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式が、当連結会計年度末株式数に195,800株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	77
合計		-	-	-	-	-	77

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月11日 取締役会	普通株式	801	30	2023年3月31日	2023年6月8日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	749	28	2023年9月30日	2023年12月4日

(注)「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金が、2023年5月11日取締役会決議の配当金の総額には8百万円、2023年11月10日取締役会決議の配当金の総額には6百万円含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	802	利益剰余金	30	2024年3月31日	2024年6月6日

(注)「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金が、2024年5月14日取締役会決議の配当金の総額には、5百万円含まれております。

当連結会計年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	29,045,679	-	-	29,045,679
合計	29,045,679	-	-	29,045,679
自己株式				
普通株式	2,487,507	242	74,990	2,412,759
合計	2,487,507	242	74,990	2,412,759

（変動事由の概要）

自己株式数の増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 242株

「株式給付信託（ESOP）」売却による減少 46,600株

ストック・オプション行使による減少 4,800株

譲渡制限付株式報酬の処分による減少 23,590株

なお、「株式給付信託（ESOP）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式が、当連結会計年度末株式数に149,200株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	72
合計		-	-	-	-	-	72

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年 5月14日 取締役会	普通株式	802	30	2024年 3月31日	2024年 6月 6日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	803	30	2024年 9月30日	2024年12月 5日

（注）「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金が、2024年 5月 14日取締役会決議の配当金の総額には 5 百万円、2024年11月14日取締役会決議の配当金の総額には 5 百万円含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2025年 5月14日 取締役会	普通株式	803	利益剰余金	30	2025年 3月31日	2025年 6月 6日

（注）「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金が、2025年 5月 14日取締役会決議の配当金の総額には、 4 百万円含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	13,402百万円	17,115百万円
預入期間が3か月を 超える定期預金	570	31
現金及び現金同等物	12,831	17,083

(リース取引関係)

リース取引関係の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にポンプ事業の設備投資計画に照らして、銀行借入等により必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として同じ外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5か月以内の支払期日であります。また、海外調達に伴いその一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日はそのほとんどが決算日後4年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、適切な与信管理のもとに、営業債権及び長期貸付金について、主管部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社についてもこれに準じた同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、その取引先が信用度の高い金融機関であるため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた内部規程に従い、経理部の管理のもとに行っており、取引実績は定期的に経営層に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券(*2)	9,235	9,235	-
資産計	9,235	9,235	-
(1) 長期借入金	9,211	9,198	12
負債計	9,211	9,198	12
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	-
ヘッジ会計が適用されているもの	1,895	1,895	-
デリバティブ取引計	1,894	1,894	-

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券(*2)	9,197	9,197	-
資産計	9,197	9,197	-
(1) 長期借入金	16,204	15,819	384
負債計	16,204	15,819	384
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	114	114	-
ヘッジ会計が適用されているもの	888	888	-
デリバティブ取引計	1,002	1,002	-

(*1)現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	2,291	1,265

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,402	-	-	-
受取手形、売掛金 及び契約資産	35,421	-	-	-
合計	48,823	-	-	-

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	17,115	-	-	-
受取手形、売掛金 及び契約資産	38,974	-	-	-
合計	56,089	-	-	-

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	938	518	6,938	784	33

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	506	6,926	3,072	4,200	1,500

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 活発な市場における当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格

レベル2の時価 : 活発な市場における当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格ではないものの、資産又は負債について直接又は間接的に観察を行い算定した価格

レベル3の時価 : 活発な市場における当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格ではない上に、資産又は負債について直接又は間接的に観察を行うことが出来ない価格

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	9,235	-	-	9,235
資産計	9,235	-	-	9,235
デリバティブ取引				
通貨関連	-	1,894	-	1,894
負債計	-	1,894	-	1,894

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	9,197	-	-	9,197
資産計	9,197	-	-	9,197
デリバティブ取引				
通貨関連	-	1,002	-	1,002
負債計	-	1,002	-	1,002

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	9,198	-	9,198
負債計	-	9,198	-	9,198

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	15,819	-	15,819
負債計	-	15,819	-	15,819

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1)投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2)デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(下記(3)参照)

(3)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては(上記(2)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	9,235	2,985	6,250
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	9,235	2,985	6,250
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		9,235	2,985	6,250

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,291百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	9,197	2,839	6,358
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	9,197	2,839	6,358
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		9,197	2,839	6,358

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,265百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	4,631	2,072	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他			
合計	4,631	2,072	-

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1,479	1,331	0
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他			
合計	1,479	1,331	0

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について減損処理の対象となるものではありません。

当連結会計年度において、有価証券について減損処理の対象となるものではありません。

減損処理にあたっては、期末における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。

通貨関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	日本円	-	-	-	-
	A E D	-	-	-	-
	ユーロ	0	-	1	1
合計		0	-	1	1

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	日本円	1,472	-	114	114
	A E D	-	-	-	-
	ユーロ	-	-	-	-
合計		1,472	-	114	114

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(1) 通貨関連

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル ユーロ	売掛金	16,395	-	1,185
			6,943	-	710
			合計	23,339	-

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル ユーロ	売掛金	16,601	-	755
			5,446	-	132
			合計	22,048	-

(2) 金利関連

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
金利スワップの原則的処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	-	-	-
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,720	4,358	（注）

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
金利スワップの原則的処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	-	-	-
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,358	3,996	（注）

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(全て積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。また、一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	5,010	百万円
勤務費用	443	
利息費用	50	
数理計算上の差異の発生額	56	
退職給付の支払額	311	
連結範囲の変動	89	
退職給付債務の期末残高	5,338	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	6,127	百万円
期待運用収益	115	
数理計算上の差異の発生額	1,225	
事業主からの拠出額	319	
退職給付の支払額	196	
年金資産の期末残高	7,590	

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付	4,937	百万円
年金資産	7,590	
	2,652	
非積立型制度の退職給付	400	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,252	
退職給付に係る資産	2,652	
退職給付に係る負債	400	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,252	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	443	百万円
利息費用	50	
期待運用収益	115	
数理計算上の差異の費用処理額	174	
<hr/>		
確定給付制度に係る退職給付費用	203	

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	994	百万円
----------	-----	-----

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	1,842	百万円
-------------	-------	-----

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	28.7	%
外国債券	9.4	
国内株式	27.1	
外国株式	27.0	
その他	7.8	
<hr/>		
合 計	100.0	

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が4.8%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

なお、退職給付信託の年金資産に係る期待運用収益は見積らない方法を採用しております。

割引率	1.0	%
長期期待運用収益率	2.0	%
予想昇給率	2023年9月30日を基準日として算定した 年齢別昇給指数を使用しております。	

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（全て積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。また、一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	5,338	百万円
勤務費用	472	
利息費用	51	
数理計算上の差異の発生額	11	
退職給付の支払額	269	
退職給付債務の期末残高	5,604	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	7,590	百万円
期待運用収益	144	
数理計算上の差異の発生額	250	
事業主からの拠出額	331	
退職給付の支払額	166	
年金資産の期末残高	7,649	

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付	5,176	百万円
年金資産	7,649	
	2,473	
非積立型制度の退職給付	428	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,045	
退職給付に係る資産	2,473	
退職給付に係る負債	428	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,045	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	472	百万円
利息費用	51	
期待運用収益	144	
数理計算上の差異の費用処理額	258	
確定給付制度に係る退職給付費用	121	

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	521	百万円
----------	-----	-----

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	1,321	百万円
-------------	-------	-----

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	32.9	%
外国債券	10.8	
国内株式	24.7	
外国株式	23.6	
その他	8.0	
合 計	100.0	

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が4.8%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

なお、退職給付信託の年金資産に係る期待運用収益は見積らない方法を採用しております。

割引率	1.0	%
長期期待運用収益率	2.0	%
予想昇給率	2024年9月30日を基準日として算定した 年齢別昇給指数を使用しております。	

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売費及び一般管理費	-	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2008年6月27日 株主総会決議 2008年9月18日 取締役会決議	2009年7月16日 取締役会決議	2010年7月16日 取締役会決議	2011年7月15日 取締役会決議
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 5 当社監査役 4	当社取締役 5 当社監査役 5	当社取締役 6 当社監査役 5	当社取締役 6 当社監査役 5
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 11,700	普通株式 19,400	普通株式 20,700	普通株式 24,700
付与日	2008年9月19日	2009年7月17日	2010年7月20日	2011年7月19日
権利確定条件	付与日(2008年9月19日)に在籍していること。	付与日(2009年7月17日)に在籍していること。	付与日(2010年7月20日)に在籍していること。	付与日(2011年7月19日)に在籍していること。
対象勤務期間	2008年6月28日～ 2009年6月26日	2009年6月27日～ 2010年6月29日	2010年6月30日～ 2011年6月29日	2011年6月30日～ 2012年6月28日
権利行使期間	2008年9月20日～ 2038年9月19日	2009年7月18日～ 2039年7月17日	2010年7月21日～ 2040年7月20日	2011年7月20日～ 2041年7月19日
新株予約権の数 (個)	31	51	49	62
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 (株)	普通株式 3,100	普通株式 5,100	普通株式 4,900	普通株式 6,200
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 1	1株当たり 1	1株当たり 1	1株当たり 1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,014 資本組入額 1,007	発行価格 1,258 資本組入額 629	発行価格 1,309 資本組入額 655	発行価格 1,214 資本組入額 607
新株予約権の行使条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2012年7月13日 取締役会決議	2013年7月12日 取締役会決議	2014年7月14日 取締役会決議	2015年7月9日 取締役会決議
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 4	当社取締役 5 当社監査役 4	当社取締役 4 当社監査役 5	当社取締役 8
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 34,700	普通株式 31,900	普通株式 21,300	普通株式 22,400
付与日	2012年7月19日	2013年7月18日	2014年7月18日	2015年7月21日
権利確定条件	付与日(2012年7月19日)に在籍していること。	付与日(2013年7月18日)に在籍していること。	付与日(2014年7月18日)に在籍していること。	付与日(2015年7月21日)に在籍していること。
対象勤務期間	2012年6月29日～ 2013年6月27日	2013年6月28日～ 2014年6月27日	2014年6月28日～ 2015年6月26日	2015年6月27日～ 2016年6月29日
権利行使期間	2012年7月20日～ 2042年7月19日	2013年7月19日～ 2043年7月18日	2014年7月19日～ 2044年7月18日	2015年7月22日～ 2045年7月21日
新株予約権の数 (個)	91	91	70	69
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 (株)	普通株式 9,100	普通株式 9,100	普通株式 7,000	普通株式 6,900
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 1	1株当たり 1	1株当たり 1	1株当たり 1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 729 資本組入額 365	発行価格 873 資本組入額 437	発行価格 902 資本組入額 451	発行価格 905 資本組入額 453
新株予約権の行使条件	(注)1	(注)1	(注)1	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年7月7日 取締役会決議	2017年7月7日 取締役会決議
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 8	当社取締役 9
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 19,400	普通株式 22,100
付与日	2016年7月20日	2017年7月21日
権利確定条件	付与日(2016年7月20日)に在籍していること。	付与日(2017年7月21日)に在籍していること。
対象勤務期間	2016年6月30日～ 2017年6月29日	2017年6月30日～ 2018年6月28日
権利行使期間	2016年7月21日～ 2046年7月20日	2017年7月22日～ 2047年7月21日
新株予約権の数 (個)	69	97
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 (株)	普通株式 6,900	普通株式 9,700
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 1	1株当たり 1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,107 資本組入額 554	発行価格 1,117 資本組入額 559
新株予約権の行使条件	(注)1	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

当連結会計年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権者は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は取締役(監査等委員であるものを除く)、取締役(監査等委員)は取締役(監査等委員)のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- 2 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとします。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2008年9月18日	2009年7月16日	2010年7月16日	2011年7月15日
権利確定前				
期首(株)	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-
権利確定後				
期首(株)	3,100	5,100	4,900	6,200
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	3,100	5,100	4,900	6,200

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2012年7月13日	2013年7月12日	2014年7月14日	2015年7月9日
権利確定前				
期首(株)	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-
権利確定後				
期首(株)	9,100	9,100	7,000	8,600
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	1,700
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	9,100	9,100	7,000	6,900

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年7月7日	2017年7月7日
権利確定前		
期首(株)	-	-
付与(株)	-	-
失効(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	-	-
権利確定後		
期首(株)	8,500	11,200
権利確定(株)	-	-
権利行使(株)	1,600	1,500
失効(株)	-	-
未行使残(株)	6,900	9,700

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2008年9月18日	2009年7月16日	2010年7月16日	2011年7月15日
権利行使価格(円)	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	1株当たり2,013	1株当たり1,257	1株当たり1,308	1株当たり1,213

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2012年7月13日	2013年7月12日	2014年7月14日	2015年7月9日
権利行使価格(円)	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
行使時平均株価(円)	-	-	-	3,180
付与日における公正な評価単価(円)	1株当たり728	1株当たり872	1株当たり901	1株当たり904

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年7月7日	2017年7月7日
権利行使価格(円)	1株当たり1	1株当たり1
行使時平均株価(円)	3,180	3,180
付与日における公正な評価単価(円)	1株当たり1,106	1株当たり1,116

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
投資有価証券評価損	44百万円	39百万円
税務上の繰越欠損金(注)2	896	851
貸倒引当金	561	496
賞与引当金	344	313
製品保証引当金	372	314
工事損失引当金	275	399
繰延ヘッジ損益	440	212
退職給付に係る負債	110	107
その他	472	459
繰延税金資産小計	3,519	3,193
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	863	851
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,601	1,538
評価性引当額小計	2,465	2,389
繰延税金資産合計	1,054	804
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,908	1,999
固定資産圧縮積立金	174	179
退職給付に係る資産	703	668
有形固定資産(資産除去債務)	115	28
その他	517	670
繰延税金負債合計	3,419	3,546
繰延税金資産(負債)の純額	2,364	2,742

(注)1. 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	111百万円	123百万円
固定負債 - 繰延税金負債	2,476	2,866

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(1)	5	1	7	7	6	867	896
評価性引当額	5	1	7	7	6	833	863
繰延税金資産	-	-	-	-	-	33	33

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	1	7	9	6	-	825	851
評価性引当額	1	7	9	6	-	825	851
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2	0.3
試験研究費等税額控除	1.5	1.8
所得拡大促進税額控除	1.8	2.5
住民税均等割額	0.3	0.5
持分法による投資損益	0.7	0.4
評価性引当額の増減額	4.3	0.2
連結調整項目	6.3	3.1
その他	0.6	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.5	29.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は82百万円及び法人税等調整額が15百万円増加し、退職給付に係る調整累計額が11百万円及びその他有価証券評価差額金が57百万円減少しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ポンプ及び周辺機器の販売、またそれに対する据付工事及び保守工事を主に行っており、ポンプ事業が売上高の90%を超えているため、単一セグメントとしておりますが、子会社へ投資する際の判断材料として、売上をハイテク(ポンプの製造)、プロジェクト(ポンプの据付)、サービス(ポンプの保守)、環境・新エネの4区分に分解しております。

当社グループは、国内企業においては顧客の納め先及び海外子会社の担当地域によって、地域別に分解しております。

前連結会計年度売上高(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	日本	アジア	中東	その他	合計
ハイテク	4,404	7,485	4,563	20,046	36,499
プロジェクト	18,214	2,136	1,045	-	21,395
サービス	7,556	3,790	5,213	5,757	22,317
環境・新エネルギー	891	-	-	-	891
合計	31,065	13,411	10,822	25,803	81,103

ハイテク

ハイテク事業においては、ポンプ及び周辺機器、部品の製造・販売を、日本国内及び海外の各地域で行っております。このような製造・販売につきましては、カタログに記載されていない特注品以外は、日本国内においては引渡までにかかる日数的な影響が軽微であるという判断から出荷時点で、海外においては契約書に記載するインコタームズを充足した時点で顧客に製品の法的所有権が移転したものとして、売上を認識しております。また、対価は法的所有権の移転から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

プロジェクト

プロジェクト事業においては、ポンプの据付等の工事を、日本国内及び海外の各地域で行っております。このような工事請負については、工事の進捗につれて履行義務が充足されるため、工事期間にわたって売上を認識しております。進捗度の判定は契約ごとの工事原価総額に対する発生工事原価の割合を用いるインプット法を適用しております。ただし、請負金額が少額なもの、売上認識までの期間が短期間なものについては、売上高に与える影響が少ないと判断しており、引渡時点で売上を認識しております。また、対価は履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

サービス

サービス事業においては、ポンプのメンテナンスを日本国内及び海外の各地で行っております。このようなポンプのメンテナンスにおいては、メンテナンス作業が完了した時点で履行義務が充足されるため、メンテナンス作業完了時に、売上を認識しております。また、対価は履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

環境・新エネルギー

環境・新エネルギー事業においては、環境関連製品の製造販売を日本国内及び海外の各地で行っております。また、当社グループ所有の風力発電施設での売電を日本国内で行っております。このような環境関連製品の製造・販売につきましては、日本国内においては引渡までにかかる日数的な影響が軽微であるという判断から出荷時点で、海外においては契約書に記載するインコタームズを充足した時点で顧客に製品の法的所有権が移転したものとして、売上を認識しております。また風力発電設備による売電は、毎月の売電量に応じて、売上を認識しております。また、対価は履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

なお、いずれの事業においても、当社と顧客の間に重要な返品に係る契約はありません。

また、当社は製品の販売等に関連して、一定の期間内に判明した瑕疵に対して無償で修理を行う等の製品保証を提供しております。当該保証は、当社の製品等が顧客との間で合意された仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。ただし、顧客との契約により、長期にわたる保証契約を締結した場合は、保証期間の進捗につれて履行義務が充足されるため保証期間にわたって売上を認識しております。

当連結会計年度売上高(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	日本	アジア	中東	その他	合計
ハイテク	3,800	5,842	7,784	17,513	34,940
プロジェクト	20,891	3,825	916	-	25,632
サービス	7,467	4,591	7,192	6,195	25,446
環境・新エネルギー	482	-	-	-	482
合計	32,641	14,258	15,893	23,708	86,501

ハイテク

ハイテク事業においては、ポンプ及び周辺機器、部品の製造・販売を、日本国内及び海外の各地域で行っております。このような製造・販売につきましては、カタログに記載されていない特注品以外は、日本国内においては引渡までにかかる日数的な影響が軽微であるという判断から出荷時点で、海外においては契約書に記載するインコタームズを充足した時点で顧客に製品の法的所有権が移転したものとして、売上を認識しております。また、対価は法的所有権の移転から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

プロジェクト

プロジェクト事業においては、ポンプの据付等の工事を、日本国内及び海外の各地域で行っております。このような工事請負については、工事の進捗につれて履行義務が充足されるため、工事期間にわたって売上を認識しております。進捗度の判定は契約ごとの工事原価総額に対する発生工事原価の割合を用いるインプット法を適用しております。ただし、請負金額が少額なもの、売上認識までの期間が短期間なものについては、売上高に与える影響が小さいと判断しており、引渡時点で売上を認識しております。また、対価は履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

サービス

サービス事業においては、ポンプのメンテナンスを日本国内及び海外の各地で行っております。このようなポンプのメンテナンスにおいては、メンテナンス作業が完了した時点で履行義務が充足されるため、メンテナンス作業完了時に、売上を認識しております。また、対価は履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

環境・新エネルギー

環境・新エネルギー事業においては、環境関連製品の製造販売を日本国内及び海外の各地で行っております。また、当社グループ所有の風力発電施設での売電を日本国内で行っております。このような環境関連製品の製造・販売につきましては、日本国内においては引渡までにかかる日数的な影響が軽微であるという判断から出荷時点で、海外においては契約書に記載するインコタームズを充足した時点で顧客に製品の法的所有権が移転したものとして、売上を認識しております。また風力発電設備による売電は、毎月の売電量に応じて、売上を認識しております。また、対価は履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

なお、いずれの事業においても、当社と顧客の間に重要な返品に係る契約はありません。

また、当社は製品の販売等に関連して、一定の期間内に判明した瑕疵に対して無償で修理を行う等の製品保証を提供しております。当該保証は、当社の製品等が顧客との間で合意された仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。ただし、顧客との契約により、長期にわたる保証契約を締結した場合は、保証期間の進捗につれて履行義務が充足されるため保証期間にわたって売上を認識しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	27,421百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	29,738百万円
契約資産(期首残高)	3,298百万円
契約資産(期末残高)	3,853百万円
契約負債(期首残高)	6,129百万円
契約負債(期末残高)	6,542百万円

契約負債は、当社グループが物品を顧客に販売及び請負契約が完了する前に、顧客から受領した対価であり、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。また、期首時点の契約負債6,129百万円は当連結会計年度の収益として計上されています。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	29,738百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	29,841百万円
契約資産(期首残高)	3,853百万円
契約資産(期末残高)	7,332百万円
契約負債(期首残高)	6,542百万円
契約負債(期末残高)	6,541百万円

契約負債は、当社グループが物品を顧客に販売及び請負契約が完了する前に、顧客から受領した対価であり、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。また、期首時点の契約負債6,542百万円は当連結会計年度の収益として計上されています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前連結会計年度において、未充足(または部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格は63,912百万円です。当該履行義務は、プロジェクト事業における工事請負契約に係るものであり、工事の進捗に応じて主として5年以内に売上高として認識されると見込まれます。なお、当社は実務上の便法を適用しており、上記の金額には当初の予想契約期間が1年以内の未充足の履行義務に係る取引価格を含めておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度において、未充足(または部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格は66,207百万円です。当該履行義務は、プロジェクト事業における工事請負契約に係るものであり、工事の進捗に応じて主として5年以内に売上高として認識されると見込まれます。なお、当社は実務上の便法を適用しており、上記の金額には当初の予想契約期間が1年以内の未充足の履行義務に係る取引価格を含めておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるポンプ事業の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるポンプ事業の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位: 百万円)

日本	アジア	中東	その他		合計
				エジプト	
31,065	13,411	10,822	25,803	17,438	81,103

(注) 売上高は最終納め先の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位: 百万円)

日本	アジア	中東	その他	合計
13,006	2,152	1,425	1,408	17,993

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
エジプト政府	11,877	ポンプ事業

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位: 百万円)

日本	アジア	中東	欧米	アフリカ	その他	合計
32,641	14,258	15,893	6,653	14,750	2,304	86,501

(注) 売上高は最終納め先の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	中東	その他	合計
13,473	2,345	2,409	1,800	20,029

3. 主要な顧客ごとの情報

当連結会計年度に、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	ポンプ事業
当期償却額	71
当期末残高	197

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	ポンプ事業
当期償却額	52
当期末残高	144

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）	当連結会計年度 （自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）
1株当たり純資産額	1,966.57円	2,100.97円
1株当たり当期純利益	234.82円	152.96円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	234.18円	152.57円

（注）1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）	当連結会計年度 （自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 （百万円）	6,225	4,068
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 （百万円）	6,225	4,068
普通株式の期中平均株式数（株）	26,511,837	26,598,314
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 （百万円）	-	-
普通株式増加数（株）	72,768	67,980
（うち新株予約権（株））	（72,768）	（67,980）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要		

（注）1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

前連結会計年度の1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数の期末株式数は195,800株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式数の期中平均株式数は233,292株であります。なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数の期末株式数は149,200株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式数の期中平均株式数は173,953株であります。

(重要な後発事象)

自己株式の取得及び自己株式の消却について

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、下記のとおり会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

(1)自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実、資本効率の向上のため、機動的な自己株式取得を行うものです。

(2)自己株式の取得に係る事項

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	600,000株(上限)
株式の取得価額の総額	1,000,000,000円(上限)
取得期間	2025年5月14日～2026年3月31日
取得の方法	取引所市場より取得(立会外取引を含む)

(3)自己株式の消却に係る事項

消却する株式の種類	当社普通株式
消却する株式の総数	上記により取得した自己株式の全株式数
消却予定日	2026年4月25日

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
㈱九州トリシマ	子会社 普通社債	年月日 2020. 8 .31	100	100 (100)	0.125	なし	年月日 2025. 8 .29
合計	-	-	100	100 (100)	-	-	-

(注) 1 . ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2 . 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年 以内 (百万円)	2年超3年 以内 (百万円)	3年超4年 以内 (百万円)	4年超5年 以内 (百万円)
100	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,641	5,598	1.563	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,972	926	0.432	-
1年以内に返済予定のリース債務	330	431	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	9,211	16,204	0.915	2026年～2032年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	969	1,196	-	2026年～2035年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	16,126	24,356	-	-

(注) 1 「平均利率」については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	506	6,926	3,072	4,200
リース債務	319	179	162	116

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	17,518	37,565	59,689	86,501
税金等調整前中間(当期)(四半期)純利益(百万円)	1,804	852	3,450	5,908
親会社株主に帰属する中間(当期)(四半期)純利益(百万円)	1,272	459	2,515	4,068
1株当たり中間(当期)(四半期)純利益(円)	47.90	17.29	94.61	152.96

(会計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失()(円)	47.90	30.61	77.32	58.35

(注) 当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,566	7,554
受取手形	3 1,540	1,405
売掛金及び契約資産	28,194	30,030
商品及び製品	180	188
仕掛品	9,650	14,370
原材料及び貯蔵品	1,519	2,128
前渡金	1,174	1,692
前払費用	345	421
短期貸付金	289	44
その他	867	1,480
貸倒引当金	838	514
流動資産合計	1 49,491	1 58,802
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,548	7,218
構築物	309	379
機械及び装置	1,839	2,781
車両運搬具	9	33
工具、器具及び備品	255	335
土地	2,156	2,141
リース資産	221	284
建設仮勘定	480	169
有形固定資産合計	12,820	13,344
無形固定資産		
ソフトウェア	270	633
その他	73	13
無形固定資産合計	343	647
投資その他の資産		
投資有価証券	9,416	9,368
関係会社株式・出資金	3,550	3,501
長期貸付金	1,279	1,361
前払年金費用	825	1,191
その他	1,149	1,160
貸倒引当金	1,513	1,441
投資その他の資産合計	14,707	15,141
固定資産合計	1 27,871	1 29,134
資産合計	77,363	87,936

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	241	185
買掛金	10,886	13,065
短期借入金	2 4,860	2 6,026
リース債務	84	96
未払金	1,574	899
未払費用	882	883
未払法人税等	1,074	90
契約負債	5,404	5,301
預り金	65	58
賞与引当金	1,072	960
製品保証引当金	1,192	974
工事損失引当金	900	1,269
その他	1,642	1,003
流動負債合計	1 29,881	1 30,814
固定負債		
長期借入金	2 9,130	2 16,204
リース債務	158	215
繰延税金負債	1,328	1,722
その他	795	763
固定負債合計	11,412	18,906
負債合計	41,293	49,720
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,592	1,592
資本剰余金		
資本準備金	4,610	4,610
その他資本剰余金	2,738	2,794
資本剰余金合計	7,348	7,404
利益剰余金		
利益準備金	398	398
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	395	390
配当平均積立金	1,400	1,400
別途積立金	11,470	11,470
繰越利益剰余金	11,908	13,410
利益剰余金合計	25,572	27,069
自己株式	1,863	1,802
株主資本合計	32,650	34,264
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,341	4,359
繰延ヘッジ損益	999	480
評価・換算差額等合計	3,342	3,879
新株予約権	77	72
純資産合計	36,069	38,215
負債純資産合計	77,363	87,936

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	1 62,880	1 64,226
売上原価	1 48,656	1 51,327
売上総利益	14,223	12,899
販売費及び一般管理費	1, 2 9,930	1, 2 10,471
営業利益	4,293	2,427
営業外収益		
受取利息	1 51	1 60
受取配当金	1 830	1 582
受取賃貸料	1 129	1 129
助成金収入	-	147
固定資産売却益	111	24
その他	1 253	1 230
営業外収益合計	1,376	1,176
営業外費用		
支払利息	93	138
為替差損	1,819	1,737
シンジケートローン手数料	2	29
固定資産除却損	52	5
その他	212	79
営業外費用合計	2,179	1,990
経常利益	3,490	1,613
特別利益		
投資有価証券売却益	2,072	1,331
関係会社株式売却益	-	945
特別利益合計	2,072	2,277
特別損失		
固定資産処分損	125	-
特別損失合計	125	-
税引前当期純利益	5,437	3,891
法人税、住民税及び事業税	1,629	712
法人税等調整額	72	75
法人税等合計	1,701	787
当期純利益	3,735	3,103

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	1	31,059	60.2	34,134	58.9
労務費		4,934	9.6	5,267	9.1
経費		15,550	30.2	18,501	32.0
当期総製造費用		51,545	100.0	57,903	100.0
期首半製品・ 仕掛品棚卸高		9,663		10,353	
合計		61,208		68,256	
期末半製品・ 仕掛品棚卸高		10,353		15,575	
他勘定振替高	2	2,199		1,354	
当期製品製造原価		48,656		51,327	

(脚注)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 「労務費」には退職給付費用65百万円、賞与引当金繰入額594百万円、「経費」には減価償却費926百万円、外注加工費2,549百万円、据付工事費4,360百万円がそれぞれ含まれております。	1 「労務費」には退職給付費用10百万円、賞与引当金繰入額528百万円、「経費」には減価償却費1,153百万円、外注加工費4,252百万円、据付工事費4,967百万円がそれぞれ含まれております。
2 「他勘定振替高」の内訳は固定資産振替高2,144百万円及びその他54百万円であります。	2 「他勘定振替高」の内訳は固定資産振替高1,225百万円及びその他128百万円であります。
3 原価計算方法 個別原価計算方法を採用しております。	3 原価計算方法 個別原価計算方法を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	純資産									
	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					固定資産圧縮積立金	配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,592	4,610	2,757	7,368	398	395	1,400	11,470	9,723	23,387
当期変動額										
剰余金の配当				-					1,550	1,550
当期純利益				-					3,735	3,735
自己株式の取得				-						-
自己株式の処分			29	29						-
自己株式の消却			49	49						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-						-
当期変動額合計	-	-	19	19	-	-	-	-	2,184	2,184
当期末残高	1,592	4,610	2,738	7,348	398	395	1,400	11,470	11,908	25,572

	純資産						
	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,000	30,348	2,855	536	2,319	77	32,744
当期変動額							
剰余金の配当		1,550			-		1,550
当期純利益		3,735			-		3,735
自己株式の取得	0	0			-		0
自己株式の処分	89	118			-		118
自己株式の消却	49	-			-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,485	462	1,022	-	1,022
当期変動額合計	137	2,302	1,485	462	1,022	-	3,324
当期末残高	1,863	32,650	4,341	999	3,342	77	36,069

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	純資産									
	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					固定資産圧縮積立金	配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,592	4,610	2,738	7,348	398	395	1,400	11,470	11,908	25,572
当期変動額										
税率変更による積立金の調整額				-		5			5	-
剰余金の配当				-					1,605	1,605
当期純利益				-					3,103	3,103
自己株式の取得				-						-
自己株式の処分			55	55						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-						-
当期変動額合計	-	-	55	55	-	5	-	-	1,502	1,497
当期末残高	1,592	4,610	2,794	7,404	398	390	1,400	11,470	13,410	27,069

	純資産						
	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,863	32,650	4,341	999	3,342	77	36,069
当期変動額							
税率変更による積立金の調整額			-				-
剰余金の配当		1,605					1,605
当期純利益		3,103					3,103
自己株式の取得	0	0					0
自己株式の処分	61	117					117
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			18	518	537	4	532
当期変動額合計	60	1,613	18	518	537	4	2,146
当期末残高	1,802	34,264	4,359	480	3,879	72	38,215

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定してしております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

仕掛品

個別法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

「建物」及び「構築物」	10～50年
「機械及び装置」及び「車両運搬具」	4～17年
「工具、器具及び備品」	2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内による利用可能期間(5年～7年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の実情を考慮して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 製品保証引当金

プラント工事等における今後の無償保証工事費用の発生に備えるため、過去の実績に基づいて計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注額を超過すると見込まれるものについて計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社では以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

製品販売については、製品に対する物理的占有、所有に伴う重大なリスク及び経済価値の顧客への移転状況といった支配の移転に関する指標を勘案した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは製品の引渡時点であると当社は判断し、当該時点で売上高を認識しております。

また、当社は工事請負契約を顧客と締結しております。当該契約については、当社の履行により他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を当社が有していることから、資産の支配を一定の期間にわたって顧客に移転していると考えております。

このため、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づき、工事期間にわたって売上高を認識しております。なお、当社は、総工事原価の妥当な積算を行うこと、及びこれらの契約に係る進捗度を合理的に見積ることが可能であることから、進捗度の測定についてはインプット法の使用が適切であると考えており、契約ごとの工事原価総額に対する発生工事原価の割合を用いております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a（ヘッジ手段）.....為替予約

（ヘッジ対象）.....外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

b（ヘッジ手段）.....金利スワップ

（ヘッジ対象）.....借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

主として、ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の評価を省略しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 見積りの内容

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
売上高	14,668	16,910

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

工事契約は、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、予想される工事原価総額に対する発生工事原価の割合によるインプット法に基づき、算定しております。

工事原価総額は、契約ごとの実行予算を使用しており、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更等を都度反映しておりますが、工事施工中の事故・災害の発生等による予定外の費用により工事原価総額の見積りが増減した場合は、当社の業績を変動させる可能性があります。

特に、中近東における大型プロジェクト案件（一定の期間にわたり認識された売上高916百万円）においては、製造・据付・完成に至るまで長期に亘ることも多く、当該地域における政治的、経済的な社会情勢の変化や日本国内との慣習の違い等による不確実性もあり、翌事業年度に係る財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(株式給付信託（ESOP）における会計処理方法）

株式給付信託（ESOP）における会計処理方法に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	1,626百万円	2,138百万円
長期金銭債権	1,254	1,361
短期金銭債務	969	1,556

2 財務制限条項

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社の借入金のうち、シンジケートローン及びタームローンによる金銭消費貸借契約2,500百万円については、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社の借入金のうち、シンジケートローン及びタームローンによる金銭消費貸借契約2,500百万円については、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

3 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が前期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
受取手形	39百万円	- 百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	4,147百万円	3,450百万円
仕入高	4,799	5,101
その他	623	601
営業取引以外の取引高	602	388

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度22%、当事業年度24%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度78%、当事業年度76%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売手数料	1,602百万円	1,525百万円
従業員給料手当	2,950	3,308
賞与引当金繰入額	459	416
減価償却費	282	319
貸倒引当金繰入額	89	4

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
子会社株式	2,978百万円	2,963百万円
関連会社株式	100	66

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
繰延税金資産		
投資有価証券評価損	44百万円	39百万円
関係会社株式評価損	657	681
貸倒引当金	719	613
賞与引当金	328	293
製品保証引当金	364	304
工事損失引当金	275	399
繰延ヘッジ損益	440	212
その他	683	656
繰延税金資産小計	3,514	3,202
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,392	2,325
評価性引当額小計	2,392	2,325
繰延税金資産合計	1,122	876
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,908	1,999
固定資産圧縮積立金	174	179
有形固定資産(資産除去債務)	115	28
前払年金費用	252	375
外国税控除不能額	-	16
繰延税金負債合計	2,451	2,598
繰延税金資産(負債)の純額	1,328	1,722

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
固定負債 - 繰延税金負債	1,328百万円	1,722百万円

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.2	2.5
試験研究費等税額控除	2.5	2.8
給与増加税額控除	2.8	3.9
住民税均等割額	0.5	0.7
評価性引当額の増減額	7.0	3.4
その他	0.4	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3	20.2

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は73百万円及び法人税等調整額が15百万円増加し、その他有価証券評価差額金が57百万円減少しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項」（収益認識関係）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

（重要な後発事象）

（自己株式の取得及び自己株式の消却について）

自己株式の取得及び自己株式の消却については、連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

【附属明細表】
【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	7,548	52	0	382	7,218	5,566
	構築物	309	100	0	30	379	917
	機械及び装置	1,839	1,765	0	823	2,781	8,537
	車両運搬具	9	42	-	18	33	106
	工具、器具及び備品	255	369	0	289	335	2,979
	土地	2,156	-	14	-	2,141	-
	リース資産	221	155	-	92	284	197
	建設仮勘定	480	1,797	2,107	-	169	-
	計	12,820	4,283	2,122	1,636	13,344	18,305
無形固定資産	ソフトウェア	270	526	-	162	633	3,620
	その他	73	268	328	0	13	26
	計	343	794	328	163	647	3,646

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

機械及び装置	増加額(百万円)	鑄造工場砂処理設備	561
工具、器具及び備品	増加額(百万円)	型	237
建設仮勘定	増加額(百万円)	鑄造工場砂処理設備	459
建設仮勘定	減少額(百万円)	鑄造工場砂処理設備	561

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,351	224	620	1,955
賞与引当金	1,072	960	1,072	960
製品保証引当金	1,192	743	960	974
工事損失引当金	900	1,269	900	1,269

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 なお、電子公告は当社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.torishima.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより単元未満株式を所有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第143期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月26日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月26日近畿財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

事業年度 第144期（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月14日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年6月27日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

2025年6月2日近畿財務局長に提出

(6) 訂正自己株券買付状況報告書

2025年6月10日近畿財務局長に提出

管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び主要な連結子会社については、「第1 企業の概況 5 従業員の状況 (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載しております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月23日

株式会社 西島製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤川	賢
--------------------	-------	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤	穰
--------------------	-------	----	---

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西島製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

中近東向けのプロジェクト案件に係る一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されている通り、長期の工事契約は、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識している。当連結会計年度の連結損益計算書の売上高23,494百万円は、進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識したものであり、そのうち916百万円が中近東向けの売上である。</p> <p>会社は、ポンプ等の製造、販売、据付及びメンテナンスサービスを展開しているが、その中で中近東向けの取引は政治的及び経済的な社会情勢の変化や商慣習の違いにより、計画通りにプロジェクトが進展しない場合がある。</p> <p>中近東向けのプロジェクト案件の履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、予想される工事原価総額に対する発生工事原価の割合によるインプット法に基づき、算定している。この工事原価総額は、プロジェクト案件の実行予算に基づくが、特に、長期のプロジェクト案件については、計画通りにプロジェクトが進展しない場合、工事原価総額の見積りに不確実性が高まる。</p> <p>以上より、当監査法人は中近東向けのプロジェクト案件の売上に係る工事原価総額の見積りには不確実性があり、経営者の重要な判断が伴うため、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、中近東向けのプロジェクト案件の売上に係る工事原価総額の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト案件に係る工事原価総額の見積り及びその見直しに関する内部統制の有効性を評価した。 ・発注元との契約書及び関連する覚書を閲覧し、工事内容や工事期間が工事原価総額の見積りと整合しているかどうかについて検証した。 ・工事原価総額の見積りと発注書や積算資料などを照合して、工事原価総額の見積りが適切であるかどうか検証した。 ・当初の工事原価総額の見積りと最新の工事原価総額の見積りの比較により、その差異要因を把握し、その精度を評価した。 ・会社の責任者と協議するとともに、実行予算、工事進捗状況、工事月報等の関連資料の閲覧及び原価実績推移の分析を実施し、工事原価総額の見直しの判断が適切であるかどうか検証した。 ・工事原価総額の見積りが正確に行われていることを確かめるために、原価要素ごとに実績額との比較、実績に対応する検収書や請求書などの資料を閲覧した。 ・完成したプロジェクト案件に係る最終工事原価総額と前期末における工事原価総額の見積りの比較により、その差異要因を把握し、工事原価総額の見積りが適切であったかどうかを検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社西島製作所の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社西島製作所が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
2 X B R Lデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

2025年6月23日

株式会社 西島製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 穰

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西島製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第144期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

中近東向けのプロジェクト案件に係る一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（中近東向けのプロジェクト案件に係る一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
 - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていない。